南郷里幼稚園トイレ改修工事

区分	ＮＯ	名　称	縮尺	区分	ＮＯ	名　称	縮尺
建築	A-1	建築特記仕様書		電気	E-1	電気設備工事特記仕様書	
	A-2	配置図・付近見取図	1/200		E-2	コンセント設備図	1/300
	A-3	天井伏図・床伏図	1/100		E-3	照明設備　（３歳児）平面詳細図	1/50
	A-4	（３歳児）断面詳細図	1/50		E-4	照明設備　（５歳児）平面詳細図	1/50
	A-5	（３歳児）平面詳細図・展開図	1/50				
	A-6	（5歳児）断面詳細図	1/50	機械			
	A-7	（５歳児）平面詳細図・展開図	1/50		M-1	機械設備特記仕様書	
	A-8	トイレブース・ＳＵＳ面台・アルミ額縁図	1/50		M-2	保温標準図	
					M-3	配置図	1/200
					M-4	給排水衛生設備　（３歳児）平面詳細図	1/50
					M-5	給排水衛生設備　（５歳児）平面詳細図	1/50
					M-6	換気設備　（３歳児）平面詳細図	1/50
					M-7	換気設備　（５歳児）平面詳細図	1/50

稲川建築設計事務所
一級建築士事務所登録・チ-1025
一級建築士登録　第85570　稲川洋一
〒526-0064　滋賀県長浜市殿町３-１　TEL 0749-63-9095・FAX 63-5799

工事名称	南郷里幼稚園トイレ改修工事	図面名称	縮尺	図面番号
設計年月日	R５/ 担当 稲川	表　紙		

南郷里幼稚園トイレ改修工事

設計図　令和　6年　5月

Ⅰ 工事概要

工事場所　長浜市新栄町

建物概要

NO	建物名称	構造	階数	竣工年度	備考
1	保育室棟	S造	平屋建て	平成元年	
2					
3					

概要説明　・トイレの洋式化に伴う全面改修

特記事項　・

Ⅱ 建築工事仕様

1. 標準仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は，国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）最新版」（以下「改修標仕」という。）、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）最新版」（以下「標仕」という。）及び「建築物解体工事共通仕様書 最新版」による。
さらに、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 「建築改修工事監理指針 最新版」及び「建築工事監理指針　最新版」を参考とする。

2. 特記仕様書の表記

(1) 項目は、番号に ◯ 印の付いたものを適用する。
(2) 特記事項は、⊙ 印の付いたものを適用する。
⊙印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
⊙印と　※印の付いた場合は、共に適用する。
(3) 特記事項に記載の［　.　.　］内表示番号は，改修標仕の当該項目，当該図又は当該表を示す。
（　.　.　）内表示番号は，標仕の当該項目，当該図又は当該表を示す。

章	項目	特記事項

① 一般共通事項

①施工基準
本工事は、工事請負契約書及び同約款を遵守し、質問回答書、現場説明書、本特記仕様書を含む図面、標仕及び改修標仕により完全に施工する。
上記相互間に相違のある場合の優先順位は、記載の順序とする。［1.1.1］

②工事実績情報の登録（CORINS）
請負金額が500万円以上の場合は、契約(変更)、完成時のそれぞれ10日以内に登録すること。［1.1.4］

③提出図書
※施工計画書　提出部数　※1部　［1.2.2］
※施工図　提出部数　※1部　［1.2.3］
※完成図　提出部数　※２部（A1、A３版縮小製本及び電子媒体）　［1.9.2］
※保全に関する資料　提出部数　※２部　・　部　［1.9.3］
※様式等は長浜市工事関係様式による　［1.2.4］

④施工体制
受注者等は、公共工事入札契約適正化法に基づき施工体制台帳の写しを提出すること。
また、市担当者から施工体制の点検を求められたら対応し、指摘がある場合は是正すること。［1.3.1］

⑤技術管理
受注者等は、建設業法に定める専任の技術者の任命を行い、現場に派遣し技術管理にあたらせること。

6 施工条件
次に指定する工程・作業は指定の日時に行うこと。［1.3.5］

工程・作業	指定日時

7 地元説明会
受注者等は、施工に先立ち地元自治会、近隣住人等に工事施工内容の説明を行うこと。［1.3.7］

8 近隣家屋の調査
受注者等は、工事の着手前および完了後に、図示部分の近隣家屋調査を実施し、工事に起因する損傷等の有無を確認すること。万一、損傷等が生じた場合は請負人の責任において現状に復旧すること。
また、受注者が自ら必要と思われる図示以外の近隣家屋・工作物等についても調査を行うこと。［1.3.7］

⑨総括安全衛生管理義務者
労働安全衛生法第３０条第２項の総括安全衛生管理義務者には、（　※建築工事　・　電気設備工事・機械設備工事）　の受注者等を指名する。［1.3.7］

⑩安全対策
各種関係法令に基づき、常に工事の安全に留意し、施工に伴う災害及び事故の防止に努め、施工の各段階において、騒音、振動、粉じん、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないよう、周辺の環境保全を図り工事全般の対策を講ずること。
また、施設運営にも担当者と協議を行い支障のないよう努めること。［1.3.7～10］

⑪公害対策
工事着手前に付近の状況を調査し、騒音、振動、塵埃の発生、土壌汚染、排水汚染等公害発生のなきよう、工事竣工まで万全の対策を講ずること。

⑫産業廃棄物の処理
受注者等は、産業廃棄物を適正に処理するにあたり下記事項を含め、事前に監督職員に施工計画書を提出して承諾を受けること。
(1) 本工事に使用する特定建設資材及び排出する特定建設資材廃棄物については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）を厳守し、分別解体及び再資源化等実施すること。［1.3.11］［1.3.12］
(2) 「資源の有効な利用の促進に関する法律」（リサイクル法）及び建設副産物適正処理推進要綱を厳守し、建設副産物の発生抑制および再利用の促進に努めること。
(3) 請負人は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を厳守し、同法第１２条の３によるマニフェストシステムにより的確に実施すること。

⑬発生材の処理等
※構外搬出適切処理　・指定（　　　）

⑭石綿含有建材の事前調査制度
※大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則、その他石綿処理に関する法令等に基づき実施すること。また、調査結果を石綿事前調査結果報告システム等を使用し報告を行うこと。［1.5.1］
1. 調査範囲、既存の石綿含有建材の調査報告書の貸与等は、下記による。
調査範囲　・当該施工範囲　・図示
貸与書類　・建設当初図面
分析方法　・JIS に規定されている定性分析方法にて行うこと。
・JIS に規定されている定性分析を行った上定量分析を行うこと。
測定箇所　・　箇所　・図示

15 技能士　［1.7.2］

適用工種別	作業種別
仮設工事	
防水工事	・アスファルト防水　・改質アスファルトシートトーチ工法
防水工事	・アクリルゴム系塗膜防水　・ウレタンゴム系塗膜防水
防水工事	・塩化ビニル系シート防水　・合成ゴム系シート防水
防水工事	・セメント系防水　・ＦＲＰ防水　・シーリング防水
タイル工事	・タイル張り
木工事	・大工
屋根及びとい工事	・内外装板金　・スレート工事
金属工事	・鋼製下地　・内外装板金
左官工事	・左官工事
塗装工事	・建築塗装
内装工事	・プラスチック系床仕上げ　・カーペット系床仕上げ　・ボード仕上げ・壁装

⑯一工程報告
一工程施工報告書の提出　※不要
・解体　・防水改修　・外壁改修　・耐震改修
・各工程毎　［1.7.4］

17 化学物質の濃度測定
施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼンの濃度をパッシブ法にて測定し、報告すること。［1.7.9］
また、基準値を満たさない場合は、対策を講じたのち再測定を行うこと。
測定箇所　・　箇所　・図示

⑱取扱説明書の作成
竣工引渡し時に取扱説明書等必要書類を必要部数作成し、ファイリングして提出すること。［1.9.3］
（部数、詳細については、監督職員の指示による。）

⑲現場代理人等　［1.8.4］
イ「長浜市現場代理人の常駐に関する運用基準」に従い、現場代理人を決定し届け出ること。
ロ　現場代理人は、受注者等との直接的な雇用関係を証するものを「現場代理人等届」に添付すること。また、「現場代理人等変更届」も同様とする。
ハ　主任（監理）技術者も同様の確認を受けなければならない。
ニ　現場代理人と主任技術者または監理技術者を兼ねることができる。

⑳下請業者等の選定
各種下請業者、製造所等市内で供給出来るものについては、極力市内業者を選定すること。
製品等は特記されたものまたは同等品以上とする。ただし、同等品以上とする場合は、監督職員の承諾を受ける。

㉑保険等
受注者は工事の内容に応じた火災保険、建設工事組立保険等を工事目的物に付すとともに、労働災害保険及び第三者等への対人賠償、対物賠償についても補償する保険に加入し、その証書の写しを監督員に提出すること。
また、本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
工事中に万一事故が発生した場合は、速やかに監督員に連絡すること。

㉒申請等
本工事における官公庁の各検査および完了にかかる消防法等、すべての法的検査は受注者等にて行うものとする。また、その費用（手数料共）は一切受注負担とする。

23 設計図の製本
工事着手前に製本を作成し、監督職員に提出のこと。　A3サイズ　２部数（CADデータ共）

24 設計ＧＬ
・図示　・監督職員が現場にて決定する。

㉕不当介入に関する通報制度
1. 受注者等は暴力団員等による不当介入(不当な要求又は業務の妨害)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
2. 受注者等は前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書により所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。また、受注者等は以下のことについて、下請負人(再委託の協力者を含む)に対して十分に指導を行うものとする。
3. 受注者等は暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

㉖ﾕﾆﾊﾞｰｻﾙﾃﾞｻﾞｲﾝ
バリアフリー化にあたっては、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」を遵守すること。

㉗別途工事との連絡協議
受注者等は、工事別の業者間で互いに連絡を取り、定期的に協議を行い、工事施工上の調整を図ること。また、工事区分の取り合いについて図示がある場合においても、施工時に必要に応じて協議を行い連絡を密にすること。

㉘特殊な材料の工法
標仕に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。

㉙各種検査合格書等
各種検査を必要とするもの、責任施工のもの等は、各合格書又は保証書およびその写し各１部を提出すること。なお、責任施工のものは、請負契約者・施工下請業者・材料製造所の連名書とする。

㉚ｼﾝﾅｰ等の保管
シンナー等については、工事現場に放置することなく、保管を厳重に行い盗難を防止するとともに、保管数量についても、作業前、作業終了後の確認等確実な管理を行うものとする。

㉛火気の管理
喫煙等については一定の場所を指定し、火元責任者を配すること。

㉜過積載防止の措置
受注者等は過積載等の違法運行防止を図るため、道路交通法を遵守する旨を記載した施工計画書を提出すること。

㉝騒音振動の防止
受注者等は、「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成13年国土交通省告示第487号）」に基づき指定された建設機械（'97ラベル）を使用すること。

㉞不法無線局の排除
受注者等は電波法を遵守し、不法無線局を搭載した工事車両を使用しないものとし、工事現場において、不法無線局を搭載していると疑わしい車両を発見したときは、速やかに監督職員にその旨報告すること。

35 設備工事との取合
各設備工事によるコンクリート部分の梁、壁、床の貫通補強及び仕上げ部分、軽量鉄骨天井下地、同壁下地の開口補強は建築工事とする。

㊱軽微な変更
設計図書に明記なくとも機能上、構造上当然必要と認められる軽微な変更および追加工事においては、請負金額の増減対象としない。

㊲工事写真

区分	撮影箇所	提出部数	備考
着工前、完成	・3　※6　・15　・30	3	同じ位置で撮影すること。
工事中		1	必要に応じ撮影する
定期提出	代表的な出来高の部分	1	工事月報用

工事写真の撮影要領は、「工事写真撮影ガイドブック・機械設備工事編」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)による。
⊙補助金申請用の資料として、着工前及び完成写真の写真方向図を併せて作成すること。

㊳竣工写真
竣工写真はキャビネ版カラープリントによる写真を製本し、また、画像データを電子媒体で各１部提出すること。

㊴長浜市週休2日取組指定工事の実施
本工事は、発注者が工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完了日（工事請負契約の履行した通知である工事完了届書を提出した日）までのうち、非対象期間を除いた期間において４週８休以上の現場閉所に取り組むことを指定する週休２日取組指定型工事である。費用の計上等の運用にあたっては、「長浜市週休２日取組指定型工事実施要領(建築系工事版)」により行う。
・　適用する　※ 適用しない

② 仮設工事

1 騒音・粉じん対策
・防音パネル　・防音シート　［2.1.3］

②足場等
⊙内部足場　種別　脚立、足場板等　［2.2.1］［表2.2.1］
・外部足場　種別　・A種　・B種　・C種　・D種
メッシュシートによる養生　・行う　・行わない

③養生
材料等運搬方法　・B種(トラッククレーン等)　・C種(既存EV)　・D種(既存階段)
既存部分の養生　⊙ビニルシート等　・ビニールシート＋コンパネ等
既存家具等の養生　⊙ビニルシート等
固定家具等の移動　・行わない　⊙行う（図示）

④仮設間仕切
仮設間仕切り等の種別　［2.3.2］［表2.3.1］

種別	下地	仕上材（厚さ　mm）	充てん材	塗装
・A種	⊙軽量鉄骨	・せっこうボード（・9.5　・12.5）	厚さ　mm	⊙無し
⊙B種	・木下地	⊙合板（⊙9　・12）		・片面
・C種	単管下地	防炎シート		
⊙仮設扉	⊙木製扉	⊙ポリ合板片面フラッシュ		⊙無し
	・鋼製扉	・メラミン合板フラッシュ		・有り

5 監督職員事務所
・既存建物内の一部を使用する　・構内に設置する　・設けない　［2.4.1］

⑥工事用水・電気
既存施設　・利用不可　⊙利用可（⊙有償　・無償）

⑦仮囲い
仮設計画を立案し、監督員と協議すること。

③ 土工事

①埋戻しおよび盛土
埋戻しおよび盛土 種別⊙ A種　・ B種　・ C種　・ D種　不足分は良質土搬入する。（3.2.3）

②建設発生土の処理
・ 構内指示場所敷きならし　・ 構外指示場所敷きならし　⊙ 構外搬出適切処理　（3.2.5）

③砂利地業
材料 ⊙ 再生クラッシャーラン　⊙100　⊙土間コンクリート　（4.6.3）

④床下防湿層
材料 ⊙ ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上　（4.6.5）

④ 鉄筋工事

①鉄筋の種類
⊙ 異形鉄筋(ＪＩＳ Ｇ３１１２)　（5.2.1）
⊙ ＳＤ ２９５Ａ　⊙D10　・D13　・D16　・D19

2 溶接金網
編目形状寸法（ ・ 150*150　・ 100*100）　径（ ・ ６ ・ ８）　（5.2.2）

③加工および組立
・ 別図による　・ 構造配筋標準図による　⊙ 標仕による　（5.3.1～4）

④鉄筋の継手
⊙ 重ね継手　・ 機械式継手　・ 溶接継手　（5.3.4）
・ ガス圧接継手　ＳＤ３４５（径１９mm以上）D19～D25、ＳＤ３９０　D29～D32　（5.5.1）

⑤あと施工アンカー
⊙ 接着系アンカー（径：M10）・ 差筋アンカー（径：D13 ）　［8.12.1］
接着剤の品質　⊙有機系
アンカー筋の種類　⊙鉄筋コンクリート用棒鋼

⑤ コンクリート工事

①コンクリートの強度
普通コンクリート　（6.3.2）（表6.3.2）

設計基準強度Ｆｏ（N／mm2）	適用箇所	スランプ	調合管理強度Ｆｍ	
・２１　・２４	躯体	18	Max（Fc、Fd）+S	・21+3+S
⊙ １８	土間	15	Fc+S	
・１６　※ １８	捨てコン	15		

Ｆｃ：設計基準強度（Ｆｏ）に対応した換算強度、Ｆｄ：耐久設計基準強度、Ｓ：構造体強度補正値

②ﾚﾃﾞｨｰﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄの類別
⊙ Ⅰ類　・ Ⅱ類　（6.2.1）（6.4.1,2）（表6.2.1）

③コンクリートの仕上り
部材の位置及び断面寸法の許容差　（6.2.5）（表6.2.3）
⊙　標仕表6.2.2による
合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ　（6.2.5）（表6.2.4）（6.8.3）

種別	適用箇所
⊙B種	

④セメント
セメントの種類　（6.3.1）（6.13.2）（6.15.2）（表6.3.1）

種類	適用箇所
⊙普通ポルトランドセメント	

普通ポルトランドセメントは、JIS R 5210に示された規定の他、水和熱が7日目で352J/ｇ以下、かつ、28日目で402J/ｇ以下のものとする。但し、無筋コンクリートに用いる場合を除く。

⑤混和材
混和剤の種類　（6.3.1）
⊙ＡＥ剤、ＡＥ減水剤又は高性能ＡＥ減水剤（単位水量185kg/mを守れない場合）
混和材料の使用量　⊙標仕6.3.2　(2)　(Vi) ①②③による　（6.3.2）

⑥鉄筋の最小かぶり厚さ
最小かぶり厚さは、目地底から算定する。　（8.3.5）（表8.3.6）

⑥ 金属工事

①ステンレスの種類
種類　※ ＳＵＳ ３０４　・
表面仕上げ　※ ＨＬ仕上げ　・ Ｎｏ．２Ｂ　・ 鏡面仕上げ

②アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理　（14.2.1）

種別	表面処理	施工箇所
・ Ｂ－1種	無着色	サッシ
※ Ｂ－2種	電解着色（　　色）	サッシ
・ Ｄ　種	フッソ樹脂焼付（　　色）	

③軽量鉄骨天井下地
野縁等の種類 屋内 ⊙19型・25型 屋外・19型 ・25型（耐風仕様）　（14.4.2）（表14.4.1）
既存の埋込インサート　⊙使用する　・使用しない
あと施工アンカーの引抜き試験　・行う　・行わない　［8.12.1］
⊙天井ふところ1.5m以上の場合は吊りボルトの補強を行う

④軽量鉄骨壁下地
スタッド、ランナーの種類　・ ５０型⊙ ６５型 ・ ９０型 ⊙ １００型　（14.5.3）（表14.5.1）

⑤天井廻縁
材質　・ アルミニウム製　⊙ 塩化ビニル製

6 天井見切り縁
材質　・ アルミニウム製　・ 塩化ビニル製

⑦点検口
天井　材質：⊙ アルミ既製品　・　規格：⊙ ４５０角　・
床　材質：・ アルミ既製品　・　規格：・ ６００角　・

⑦ 建具改修工事

①改修工法　［5.1.3］

建具の種類		かぶせ工法	撤去工法	備考
⊙アルミニウム製建具		・	・	既設木額縁をｱﾙﾐ額縁に交換
・鋼製建具	・外部	・	・	
	・内部	・	・	

2 アルミニウム製建具
外部に面する建具　［表5.2.1］

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み（mm）	施工箇所
・A種	S－4	・A－3	・W－4	・70	⊙図示
・B種	S－5	・		・	・
・C種	S－6	A－4	W－5	100	

表面処理　［表5.2.2］
・BB－1（無着色）　・BB－2（※ブラウン系　・ブラック　⊙ステンカラー）
屋内建具　［表5.2.2］
表面処理　※C種又はBB－1種
・C種又はBB－2種（※ブラウン系　・ブラック　・ステンカラー）

3 網戸
防虫網　［5.2.3］
網の種別　※ガラス繊維入り合成樹脂製　・合成樹脂製　・ステンレス製（SUS316）
形　式　※外部可動式　・固定式

4 鋼製建具
外部に面する建具　［表5.2.1］

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み（mm）	施工箇所
・A種	S－4	・A－3	・W－4	・70	・図示
・B種	S－5	・		・	・
・C種	S－6	A－4	W－5	100	

5 鋼製軽量建具
※簡易気密型ドアセット（耐風圧性S-3）　・A種（表5.2.1による）

6 建具用金物
・マスターキーの製作　※既存に合わせる　・新規製作　［5.8.2］

⑦ガラス
・建具表による　［5.14.2］［表3.7.1］

8 ガラス留め

建具の種類	種類
アルミニウム製	・ｼｰﾘﾝｸﾞ材　※ｶﾞｽｹｯﾄ(FIX部はｼｰﾘﾝｸﾞ材)
軽量鋼製	※ｼｰﾘﾝｸﾞ材

⑪木製建具
かまち戸の樹種　かまち（　　　）　鏡板（　　　）　［16.7.2］［表16.7.3］
ふすまの上張り　・新鳥の子又はビニル紙程度（押入等の裏面は除く）
・鳥の子　［16.7.2］
建物内部の木製建具に使用する表面材及び接着剤のホルムアルデヒドの放散量
※規制対象外　・第三種　［16.7.2］［表16.7.1］
加工、組立時の含水率　・ A種　※ B種　・ C種

12 鍵
既設マスターキーにあわせること

⑧ 内装改修工事

①改修範囲
既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井、壁、床の改修範囲　［6.1.3］
※壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う　・図示の範囲
天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲　・図示の範囲
※壁面より両側600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う
天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修
※既存のまま　⊙図示の範囲

②既存床の撤去並びに下地補修
ビニル床シート等の除去　・仕上げ材のみ（接着剤とも）　［6.2.2］
⊙下地モルタルとも（※図示の範囲　・除去範囲全て）
合成樹脂塗り床材の除去工法　・機械的除去工法　・目荒工法
改修後の床の清掃範囲　※改修箇所の室内

③既存壁の撤去並びに下地補修
間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修　［6.3.2］［4.4.9］
⊙図示
・モルタル塗り（塗り厚25mmを超える場合の補強　※行う　・行わない）

④木下地等
木材の品質　［6.5.2］［表6.5.2､3］
※改修標準仕様書6.5.2による　・市販品
代用樹種　※改修標仕表6.5.4による　［6.5.2］［表6.5.4］

⑥接着剤
接着材に含まれる可塑剤は、難揮発性のものとする。　［6.5.2］
※木工事に使用する接着剤
ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤（以下、「ユリア樹脂等」という。）を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量
※規制対象外　・第三種
※壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート、幅木に使用する接着剤、　［6.8.2］［6.14.2］
壁紙施工用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量
※規制対象外　・第三種

⑦ビニル床シート張り　［6.8.2］

種類	JISの記号	色柄	厚さ（mm）
・発泡層のないもの	NC	※無地・マーブル柄 ・ 木目・ 防滑	※2.5
・発泡層のあるもの		※柄物　・無地	
⊙抗菌性ビニル床シート	※ ＦＳ	・無地※マーブル柄	⊙ 2.0　・2.8

工法　⊙熱溶接工法　・突付け（施工箇所：　　　）　［6.8.3］
東リ（株）消臭ＮＳトワレＮＷ　同等品　［6.8.2］

⑧ビニル幅木
高さ（mm）　⊙60　・75　・100

9 フローリング張り　［6.11.2～7］［表6.11.1～4］

種別	材種	工法	仕上げ塗装等	備考
・天然木化粧複合フローリング ・単層フローリング	・なら ・ひのき	・釘どめ工法（C種）	・塗装品 ・無塗装品	ポリウレタン塗装3回塗

ホルムアルデヒドの放散量　※規制対象外　・ 第三種

⑩せっこうボードその他のボード張り　［6.13.2］［表6.13.1］

種類	JISの記号		厚さ（mm）、規格等
・硬質木毛セメント板	HW	G	・15　・20　・25
・普通木毛セメント板	NW	G	・15　・20　・25
・硬質木片セメント板	NF	G	・15　・20　・25
⊙けい酸カルシウム板	０.８FK		タイプ2（無石綿）（・6　⊙8　・　）
・ロックウール化粧吸音板	DR		※フラットタイプ（※9（不燃）・12　・　） ・凹凸タイプ（※12（不燃）・15　・19　・　）
・せっこうボード	GB－R		・12.5（不燃）　・9.5（準不燃）
・不燃積層せっこうボード	GB－NC		9.5（不燃）　化粧無（下地張り用） 化粧有（トラバーチン模様）
⊙シージングせっこうボード	GB－S		⊙12.5（不燃）
・強化せっこうボード	GB－F		・12.5（不燃）　・15.0（不燃）
・せっこうラスボード	GB－L		９.５
⊙化粧せっこうボード	GB－D		・12.5（不燃）幅440mm程度　⊙9.5 模様（※柾目　・板目　・トラバーチン）
・普通合板（難燃処理）		G	・生地、透明塗料塗り（ラワン合板程度） ・不透明塗料塗り（しな合板程度）
・ミディアムデンシティファイバーボード	MDF	G	・素地MFD（RS）化粧MDF（・DV・DO・PC） ・3　・7　・9　・12
・単板張りパーティクルボード		G	・無研磨板VN　・研磨板VS ・10　・12　・15　・18
・ハードボード（素地）	HB	G	・素地　・RN-HB　・RS-HB ・25　・35　・5　・7
・インシュレーションボード	IB	G	・T-IB　・A-IB　・S-IB ・9　・12　・15　・18
⊙メラミン化粧不燃板			⊙3（3×8サイズ）　メーカー指定のＭ工法 アイカ工業　アイカセラール　同等品以上 （目地・入隅はシーリング充填） （出隅等端部は専用アルミジョイナー設置）
・複合板			・GB―R12.5（不燃）＋ウレタン厚20

合板類、繊維板、及びパーティクルボードのホルムアルデヒドの放散量
※規制対象外　・第三種
軽量鉄骨下地ボード遮音壁の遮音シール材
※適用する　・適用しない

11 壁紙張り　［6.14.2］

施工箇所	壁紙の種類：紙	繊維（織物）	プラ（ビニル）	その他（化学繊維）	無機質	防火性能	備考
各室、廊下等	・	・	・	・	・	・不燃・準不燃・難燃	

素地ごしらえ　［6.14.3］
モルタル、プラスター面　※RB種　・RA種（施工箇所：　　　）
せっこうボード面　※RB種　・RA種（施工箇所：　　　）
壁紙のホルムアルデヒドの放散量　※規制対象外　・第三種　［6.14.2］

⑫トイレブース
⊙高圧メラミン樹脂系化粧板（標準色アルミ製コーナーエッジ付）（木目調及び単色）
足形状　⊙幅木型　・足金物型
（TL14E　TA40-N　三和シャッター株式会社同等品以上）

13 モルタル塗り材料
吸水調整材　［6.15.3］

全固形分（%）	吸水性（g）	接着強度（N/mm2）	界面破断率（%）
表示値±1.0	30分で1g以下	0.98以上	50以下

均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
防水剤（防水モルタル塗りの混入剤）
防水剤の種類　建築用のモルタルに用いるセメント防水剤

混合割合	凝結時間	曲げ及び圧縮強度比	吸水比	透水比
セメント重量の5%以下	JIS R 5201の試験において 始発　1時間以上 終結　10時間以内	70%以上	95%以下	80%以下

収縮性、膨張性のひび割れおよびそりがないこと。
既製目地材　※適用しない　・適用する

⑭面台・床見切
SUSプレート加工

15 コーナーガード
ナカ工業　セーフティコーナーＮＳ　L2.0m　同等品以上

16 室名表示等
形式　・面付型　・持出型　・点字型　サイズ　室名札：60×250　ﾋﾟｸﾄｻｲﾝ：200角
材質　・アクリル製　・ステンレス製　・アルミ製　・木製（既設合わせ）

⑨ 塗装工事

①下地調整　［7.2.2～7］［表7.2.1～7］

下地面の種類	下地調整の種別	備考
木部	・RA種　⊙RB種	
鉄鋼面	・RA種　・RB種	
亜鉛めっき面	・RA種　・RB種	
亜鉛めっき面（鋼製建具）	・RB種　・RC種	
モルタル、プラスター面	・RA種　・RB種	
コンクリート、ALCパネル面	・RA種　・RB種	（2―UE）、（2―ASE）及び（2―FUE）は除く
せっこうボード、その他ボード面	・RA種　・RB種	

既存モルタル下地面等のひび割れ部の補修
※行わない　・行う（補修範囲及び補修方法は図示）

②ウレタン樹脂ワニス塗り（UC）
新規の塗りの種別　・A種　⊙B種　［7.11.2］［表7.11.1］

稲川建築設計事務所
一級建築士事務所登録・チ-1025
一級建築士登録　第85570　稲川洋一
〒526-0064　滋賀県長浜市殿町３－１　TEL 0749-63-9095・FAX 63-5799

TITLE　南郷里幼稚園トイレ改修工事

DARAWING NAME　特記仕様書　A1-SCALE A３-SCALE　No.　20231408　A-1

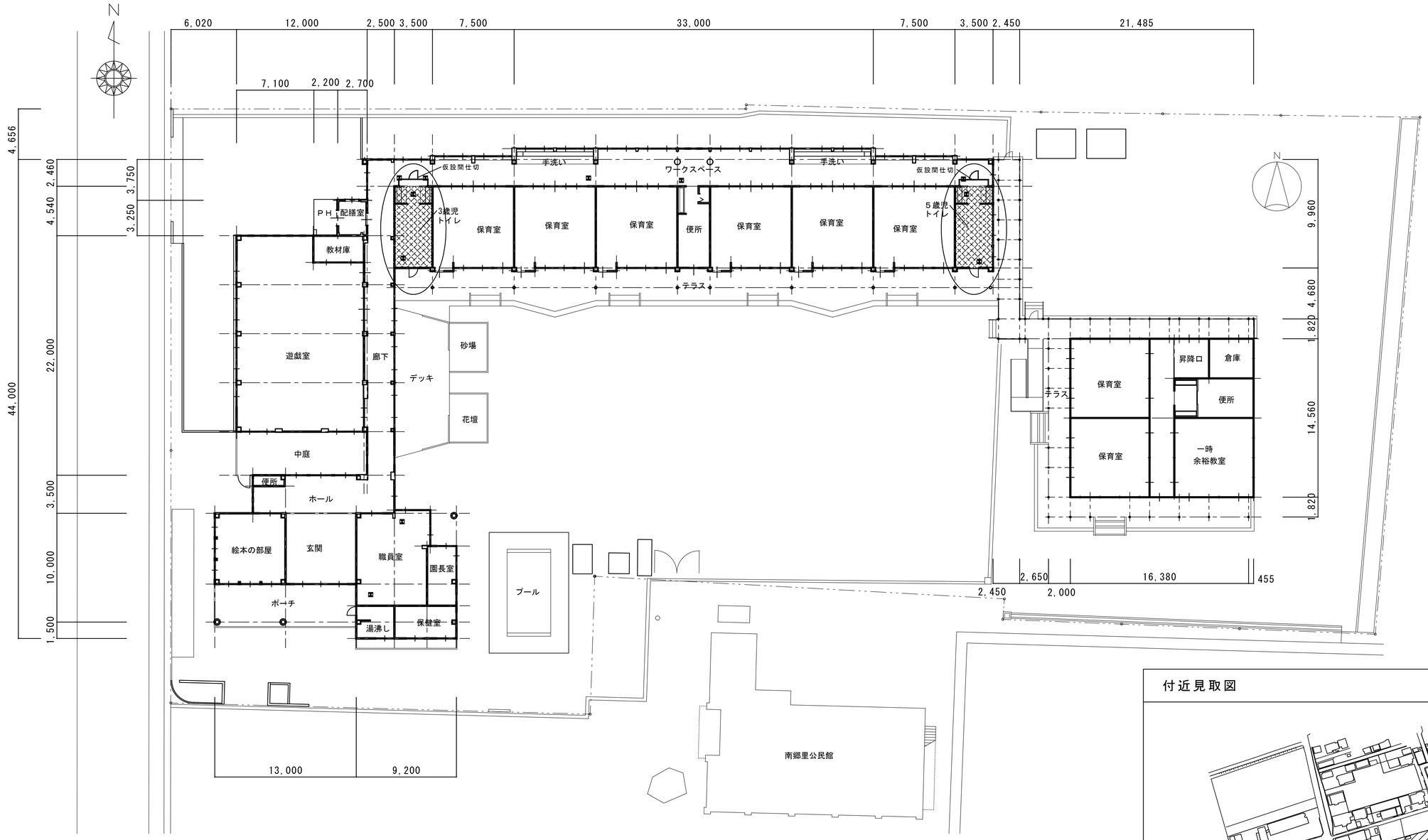

今回の工事範囲を示す

天井点検（450角　１１カ所）を新設。　位置は協議の上決定すること。

付近見取図

施工条件
①工事期間中はどちらかのトイレが利用できるようにすること。
②解体等の大きな音がでる工事は、園児の使用に影響がない期間・時間帯（夏休みや土曜日等）に行うこと。
③3歳児トイレは夏休み期間中（R6.7.20～R6.8.30）に原則工事を完了すること。

・工事概要	
A 手洗い・トイレ改修既設仕上（下地共）全面撤去し、指示材料で新規に改修する。	
注意事項	工事範囲と既設部分の取り合いについては、極力最小限としその範囲については係員と十分打合せのうえ決定の事。
既設壁下地は	ラスシート下地モルタルはラスシートを保存再活用とする。
既設洗面パック下地は	ＣＢ+モルタルであるが、ＣＢ共撤去する。
既設SUS流し下地は	コンクリート下地であるが共に撤去する。
既設天井下地は	LGS下地であるが、吊り下げボルトは保存し、再利用の事。
既設床下地は	土間コンクリート下地部分は、砕石下地まで撤去の事。但し鉄筋は端部より３０cm程度は残し、再活用の事。
	木床組下地は、範囲外の既存部分に十分注意して、切断撤去をする事。

稲川建築設計事務所
一級建築士事務所登録・チ-1025
一級建築士登録　第85570　稲川洋一
〒526-0064　滋賀県長浜市殿町３-１　TEL 0749-63-9095・FAX 63-5799

工事名称	図面名称	縮尺		図面番号
南郷里幼稚園トイレ改修工事	配置図・付近見取図	A-1 1/200	A-3 1/400	A-2
設計年月日　R5/　　担当　稲川				

撤去範囲を示す

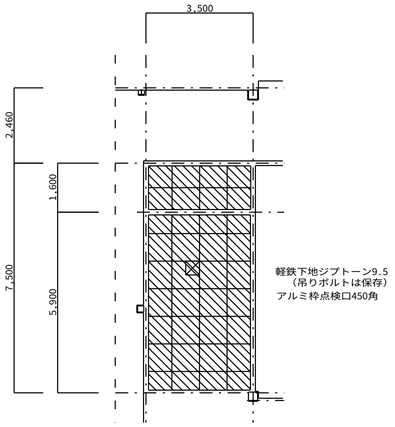

現況　3歳児トイレ天井伏図

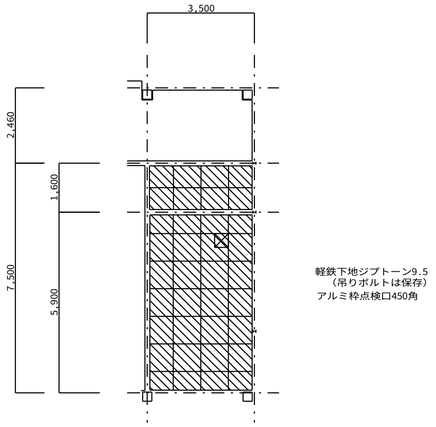

現況　５歳児トイレ天井伏図

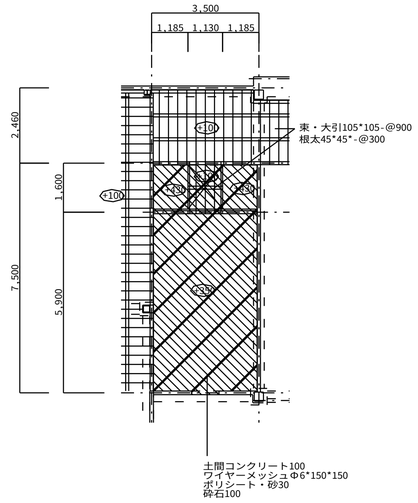

現況　3歳児トイレ床伏図

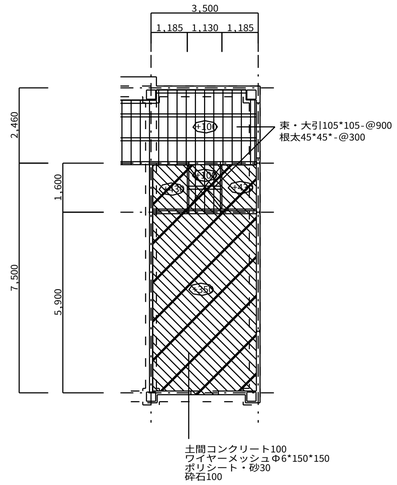

現況　５歳児トイレ床伏図

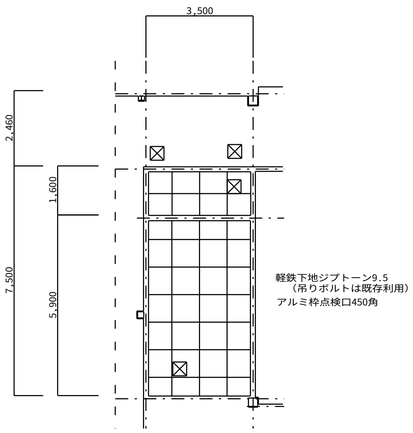

計画　3歳児トイレ天井伏図

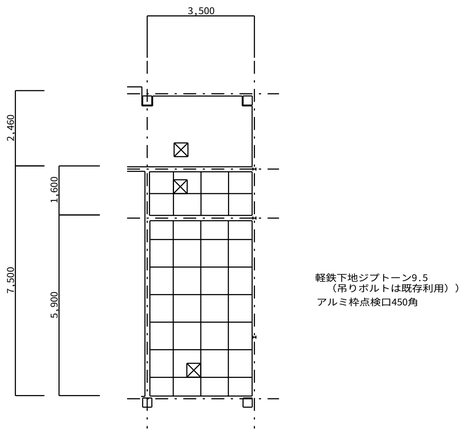

計画　５歳児トイレ天井伏図

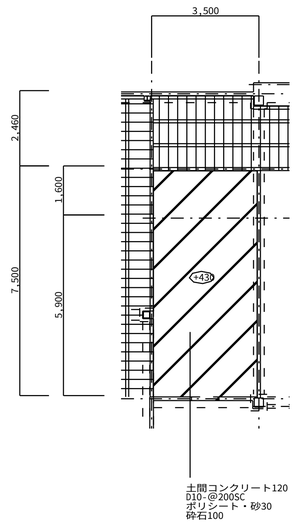

計画　3歳児トイレ床伏図

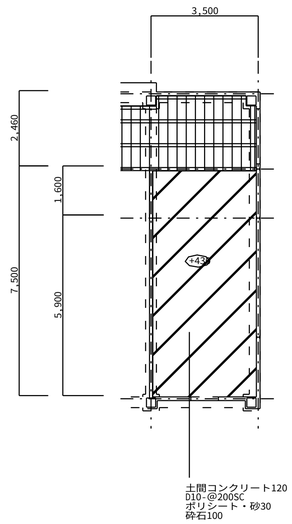

計画　５歳児トイレ床伏図

稲川建築設計事務所
一級建築士事務所登録・チ-1025
一級建築士登録　第85570　稲川洋一
〒526-0064　滋賀県長浜市殿町３-１　TEL 0749-63-9095・FAX 63-5799

工事名称	図面名称	縮尺	図面番号
南郷里幼稚園トイレ改修工事	天井伏図　床伏図	A-1 1/100 ， A-3 1/200	A－３
設計年月日　R５／　担当　稲川			

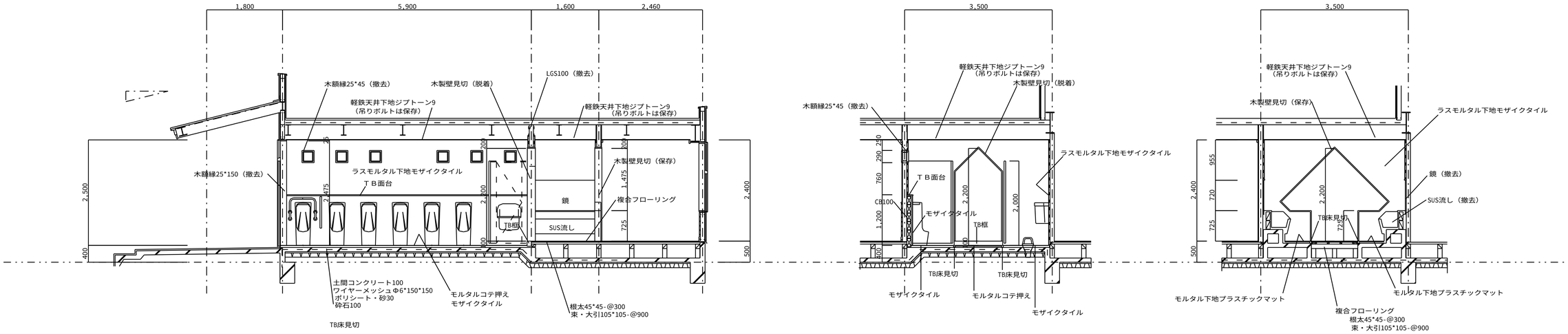

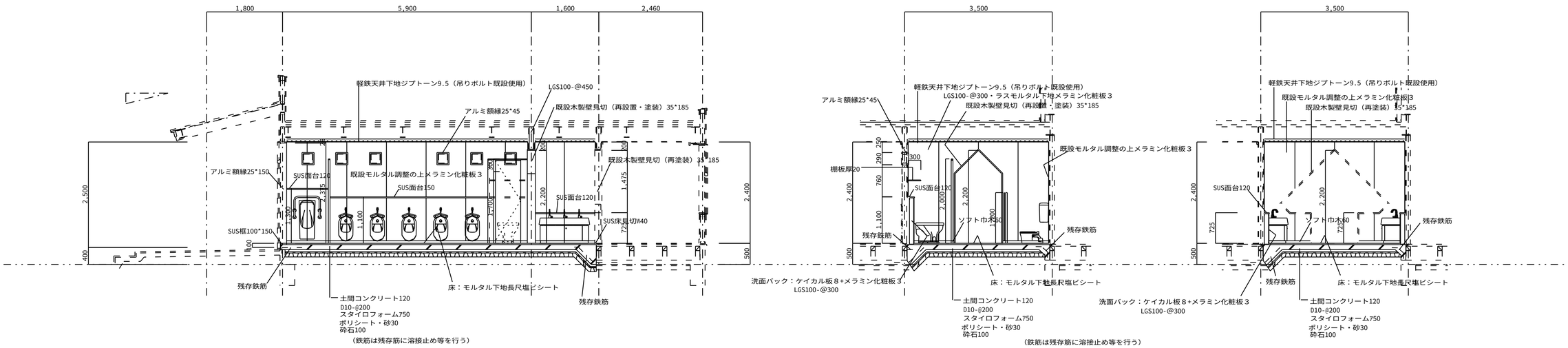

※　壁のモルタル塗りは中仕切り壁以外は、タイルのみ撤去し、既設モルタル調整の上メラミン化粧板張り。

稲川建築設計事務所
一級建築士事務所登録・チ-1025
一級建築士登録　第85570　稲川洋一
〒526-0064　滋賀県長浜市殿町３-１　TEL 0749-63-9095・FAX 63-5799

工事名称	図面名称	縮尺	図面番号
南郷里幼稚園トイレ改修工事	3歳児　断面詳細図	A-1 1/50 ／ A-3 1/100	A－4
設計年月日　Ｒ５／　担当　稲川			

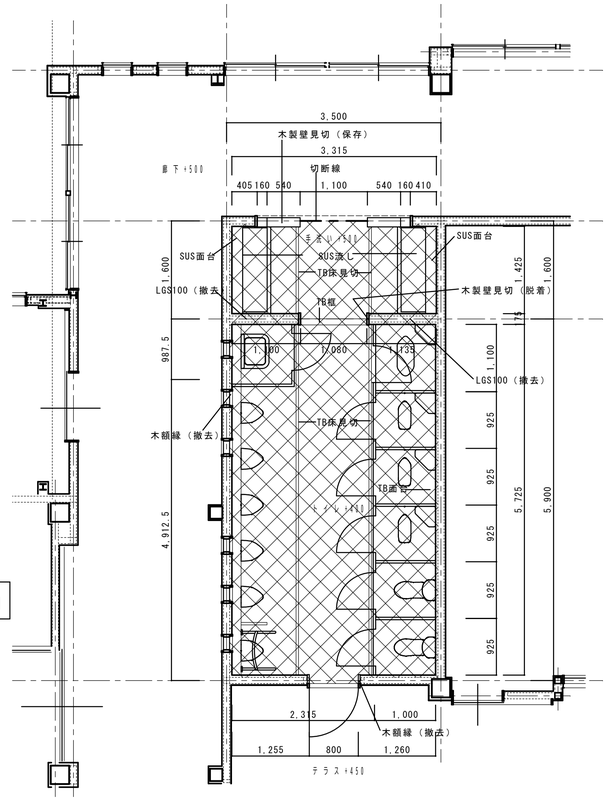

解体範囲を示す

現況　平面詳細図

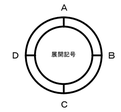

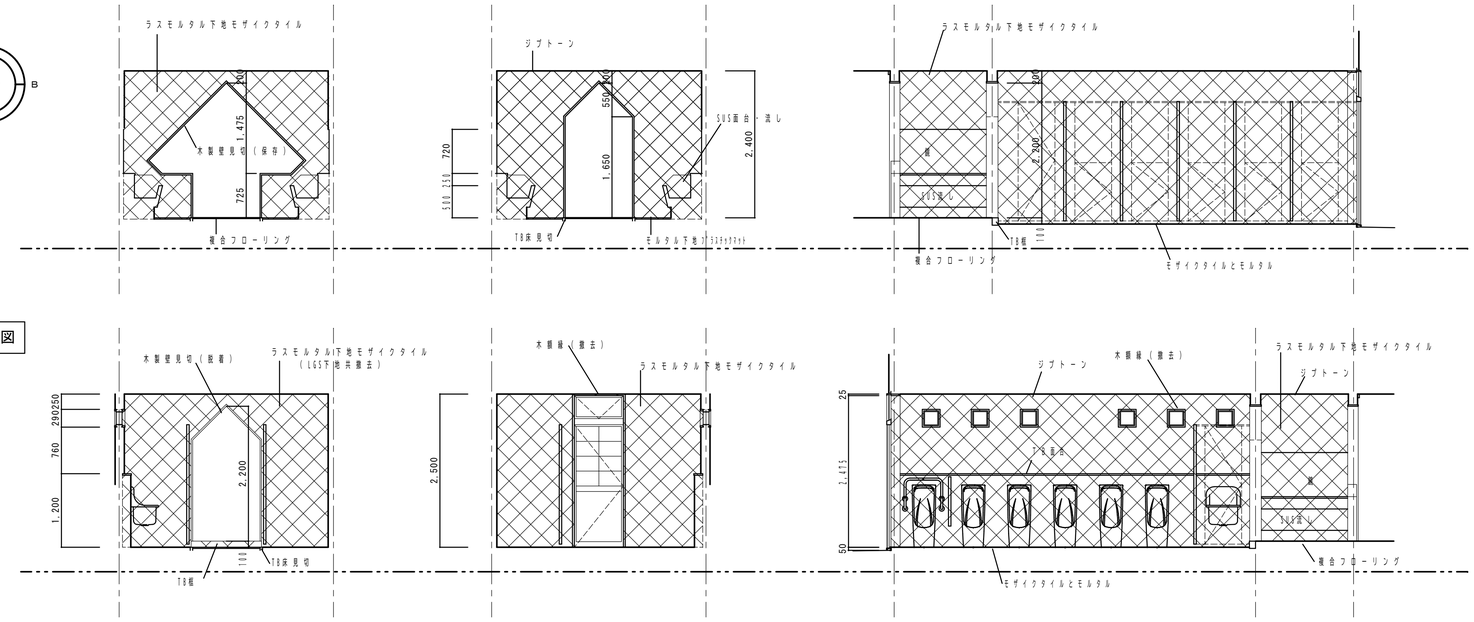

現況　展開図

壁のモルタル塗りは中仕切り壁以外は、タイルのみ撤去し、既設モルタル調整の上メラミン化粧板張り

・内部仕上げ表

室名	区分	床		床高	巾木	高	腰・壁	廻縁	天井	天井高	備考（設備以外）
		仕上げ			仕上げ		仕上げ		仕上げ		
		下地					下地		下地		
手洗い	既設	複合フローリングボード12	プラスチックマット	±0	モザイクタイル		モザイクタイル	塩ビ	ジプトーン9.5	2,400	SUS手洗い流し・SUS面台・TB床見切・鏡：撤去撤去
		木床組み	モルタル				ラスモルタル（保存）		LGS		木壁見切＝保存
	⇩										
	改修	長尺塩ビシート		±0	ソフト巾木	60	メラミン化粧板３接着貼り	塩ビ	ジプトーン9.5	2,400	SUS面台・SUS床見切・洗面パック
		モルタル					既設モルタル調整		LGS		木壁見切再塗装
トイレ	既設	モザイクタイル ＊		-100			モザイクタイル ＊	塩ビ	ジプトーン9.5 ＊	2,500	TB面台・TB床見切・洗面パック・TB框：撤去
		モルタル					ラスモルタル（保存）・（CB+モルタル「洗面パック」）		LGS		額縁・トイレブース：撤去
	⇩										
	改修	長尺塩ビシート		±0	ソフト巾木	60	メラミン化粧板３接着貼り	塩ビ	ジプトーン9.5	2,400	SUS面台・洗面パック・額縁・トイレブース
		モルタル					既設モルタル調整		LGS		SUS框・棚板・フック

＊はアスベスト分析調査済み（含有無し）

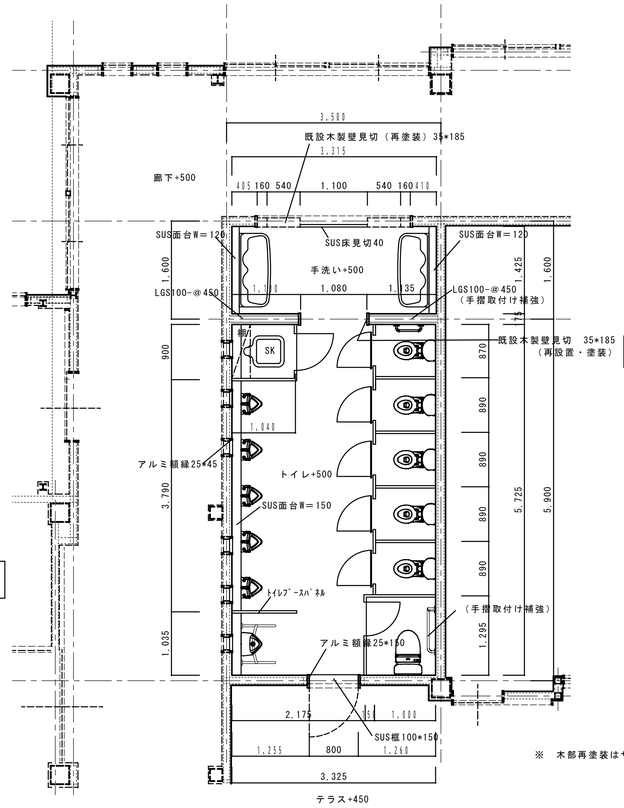

計画　平面詳細図

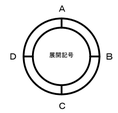

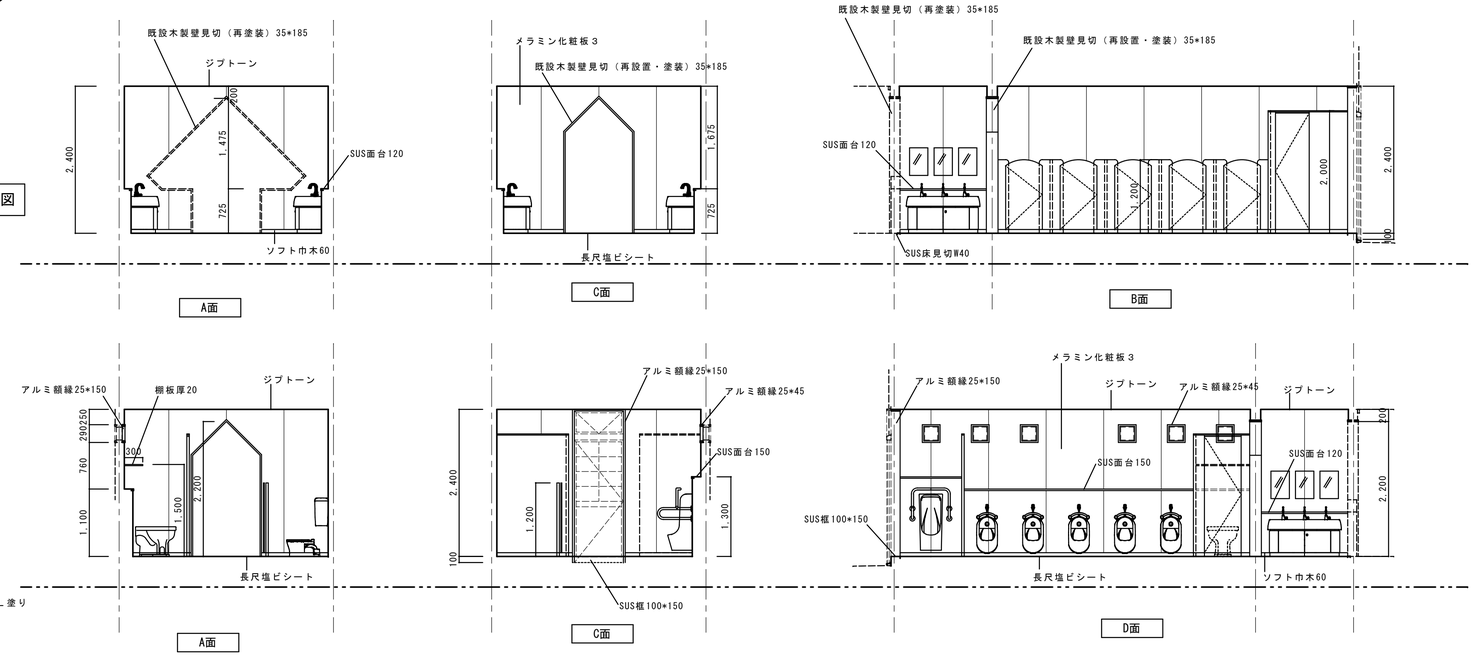

※　木部再塗装はサンダー掛けの上ＣＬ塗り

稲川建築設計事務所
一級建築士事務所登録・チ-1025
一級建築士登録　第85570　稲川洋一
〒526-0064　滋賀県長浜市殿町３-１　TEL 0749-63-9095・FAX 63-5799

工事名称	図面名称	縮尺		図面番号
南郷里幼稚園トイレ改修工事	（３歳児）平面詳細図・展開図	A-1 1/50	A-3 1/100	A - 5
設計年月日　R 5 /	担当　稲川			

現況　５歳児　断面詳細図

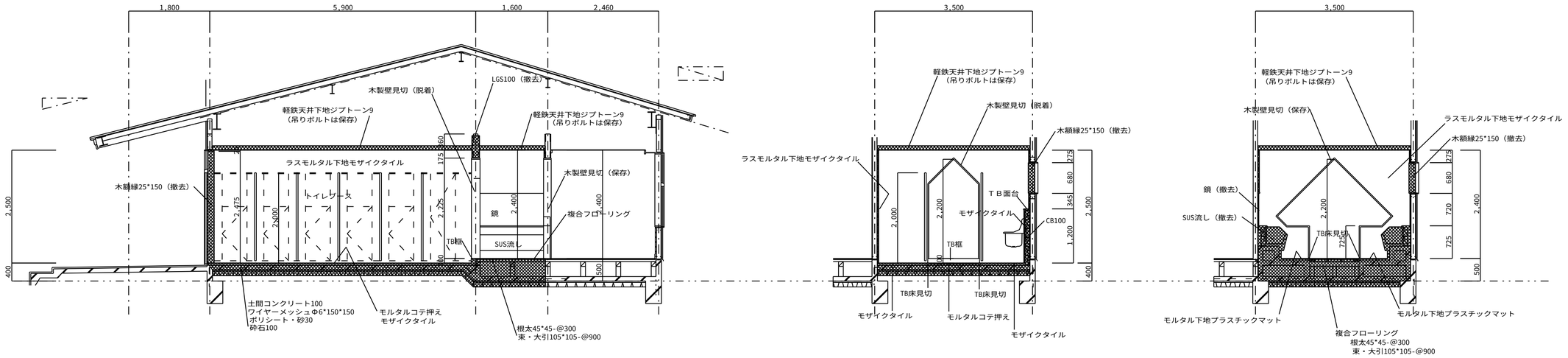

計画　５歳児　断面詳細図

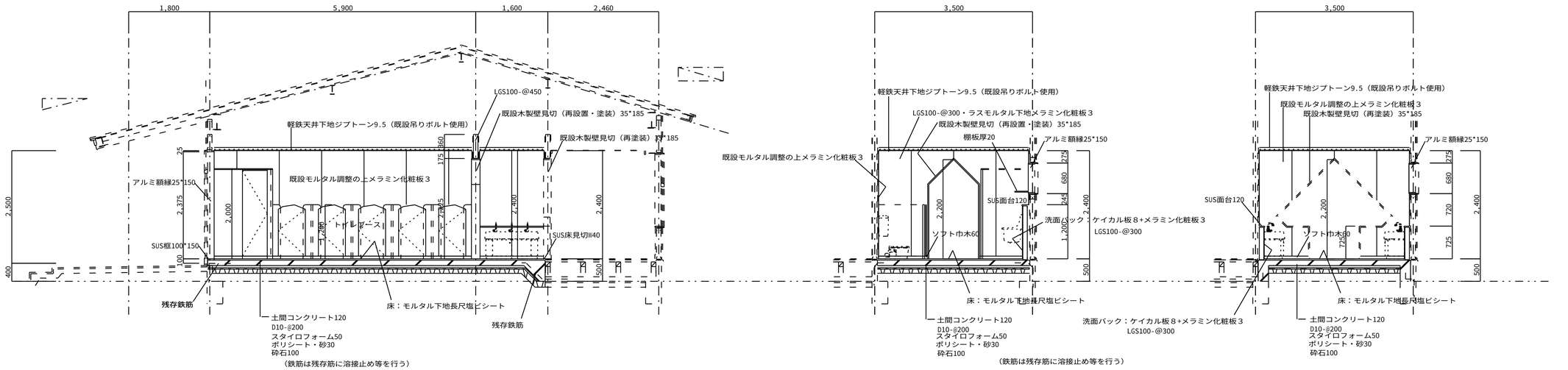

※　壁のモルタル塗りは中仕切り壁以外は、タイルのみ撤去し、既設モルタル調整の上メラミン化粧板張り。

稲川建築設計事務所
一級建築士事務所登録・チ-1025
一級建築士登録　第85570　稲川洋一
〒526-0064　滋賀県長浜市殿町３-１　TEL 0749-63-9095・FAX 63-5799

工事名称	図面名称	縮尺	図面番号
南郷里幼稚園トイレ改修工事	５歳児　断面詳細図	A-1 1/50 ｜ A-3 1/100	A－6
設計年月日　Ｒ５／　担当　稲川			

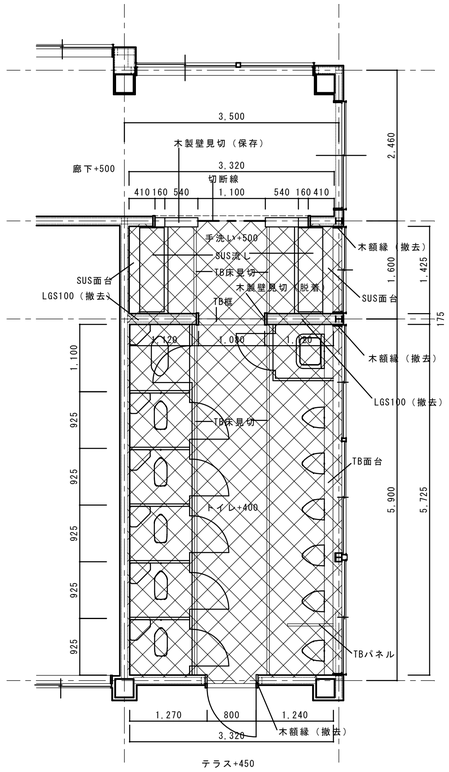

解体範囲を示す

現況　平面詳細図

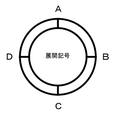

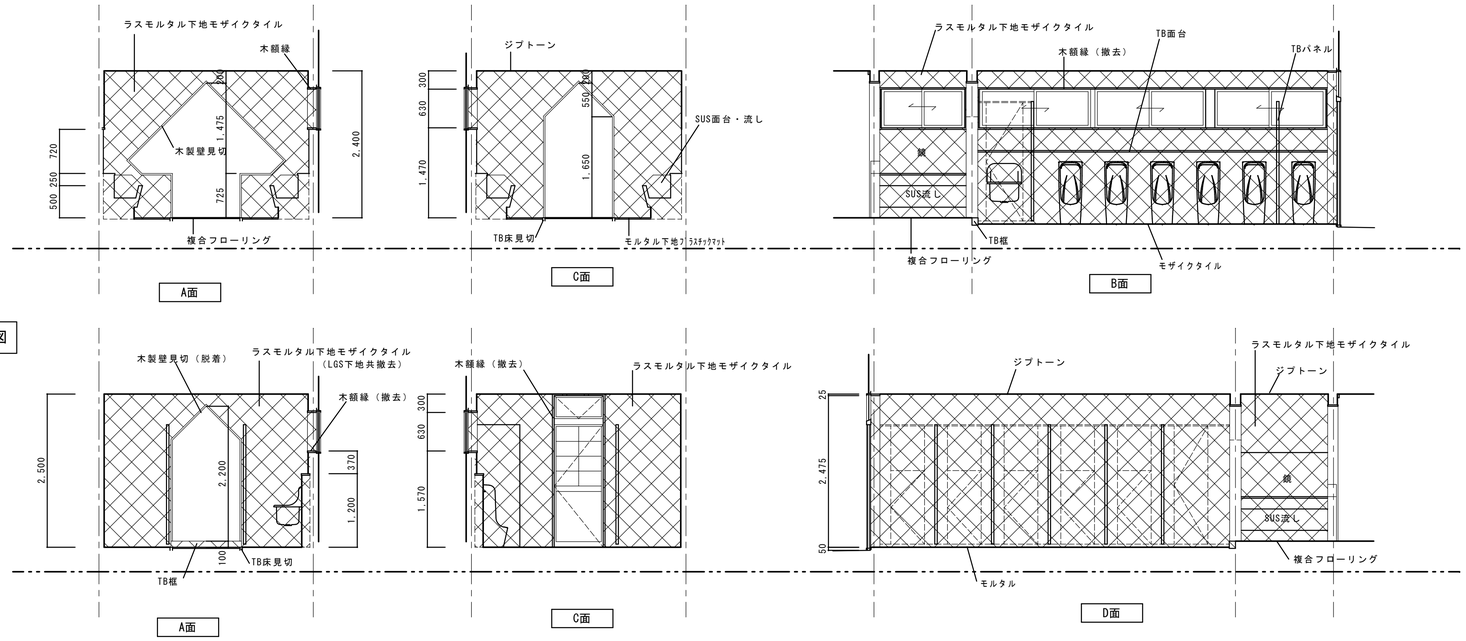

現況　展開図

・内部仕上げ表

室名	区分	床		床高	巾木	高	腰・壁	廻縁	天井	天井高	備考（設備以外）
		仕上げ			仕上げ		仕上げ		仕上げ		
		下地					下地		下地		
手洗い	既設	複合フローリングボード12	プラスチックマット	±0	ｷﾎﾞｲｸﾀｲﾙ		モザイクタイル	塩ビ	ジブトーン9.5	2,400	SUS手洗い流し・SUS面台・TB床見切・鏡：撤去撤去
		木床組み	モルタル				ラスモルタル（保存）		LGS		木壁見切＝保存
	⇩										
	改修	長尺塩ビシート		±0	ソフト巾木	60	メラミン化粧板３接着貼り	塩ビ	ジブトーン9.5	2,400	SUS面台・SUS床見切・洗面パック
		モルタル					既設モルタル調整		LGS		木壁見切再塗装
トイレ	既設	モザイクタイル・プラスチックマット		-100			モザイクタイル	塩ビ	ジブトーン9.5	2,500	TB面台・TB床見切・洗面パック・TB框：撤去
		モルタル					ﾗｽﾓﾙﾀﾙ（保存）・（CB+ﾓﾙﾀﾙ「洗面ﾊﾟｯｸ」）		LGS		額縁・トイレブース：撤去
	⇩										
	改修	長尺塩ビシート		±0	ソフト巾木	60	メラミン化粧板３接着貼り	塩ビ	ジブトーン9.5	2,400	SUS面台・洗面パック・額縁・トイレブース
		モルタル					既設モルタル調整		LGS		SUS框・棚板

※　壁のモルタル塗りは中仕切り壁以外は、タイルのみ撤去し、既設モルタル調整の上メラミン化粧板張り。

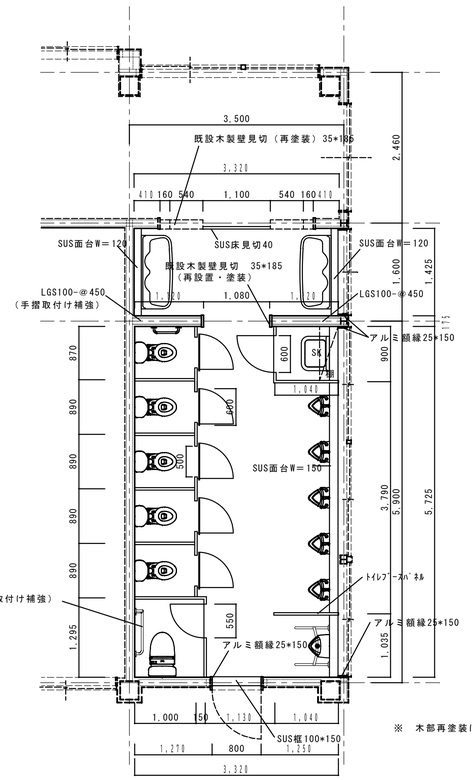

※　木部再塗装はサンダー掛けの上ＣＬ塗り

計画　平面詳細図

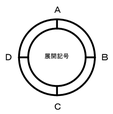

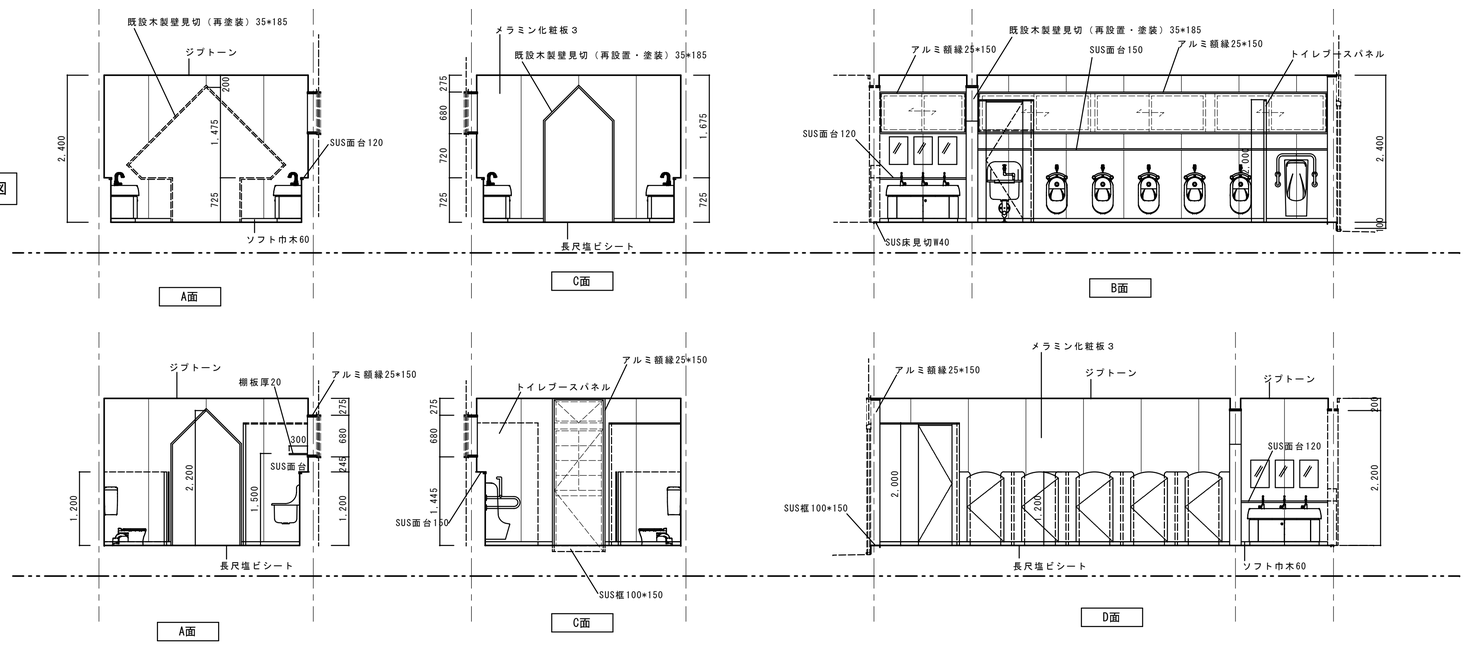

計画　展開図

稲川建築設計事務所
一級建築士事務所登録・チ-1825
一級建築士登録　第85570　稲川洋一
〒526-0064　滋賀県長浜市殿町３-１　TEL 0749-63-9095・FAX 63-5799

工事名称	図面名称	縮尺		図面番号
南郷里幼稚園トイレ改修工事	（５歳児）平面詳細図・展開図	A-1 1/50	A-3 1/100	A－７
設計年月日　R５/　　担当　稲川				

現況　５歳児トイレブース図

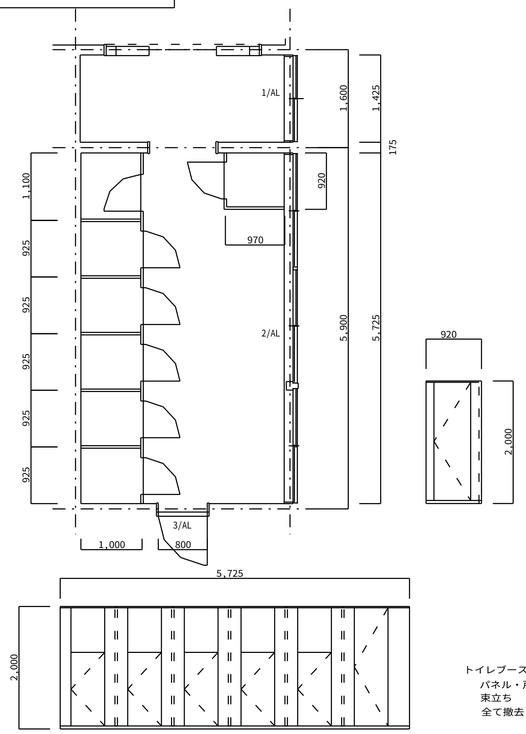

トイレブース仕様
　パネル・戸：ポリ合板フラッシュ40
　束立ち
　全て撤去

計画　５歳児トイレブース・SUS面台・ｱﾙﾐ額縁図

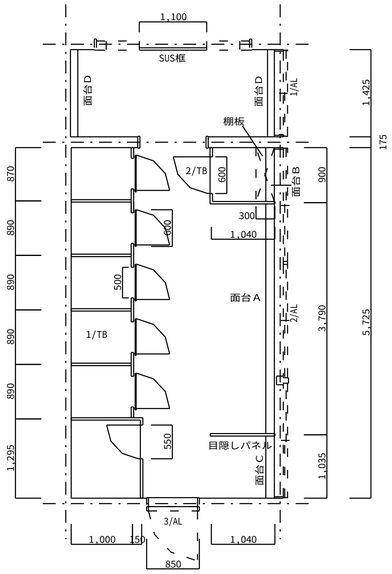

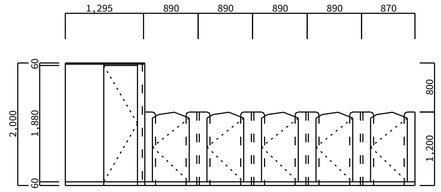

１/ＴＢトイレブース仕様
　パネル：メラミン化粧板フラッシュ40
　パネル芯材：ペーパーコア
　SUS巾木・アルミ（壁レール・曲面エッジ）
　ドア（幼児用）：メラミン化粧1板　厚14
　　専用外開き金物一式
　ドア（大人用）：メラミン化粧フラッシュ40
　　SUS巾木・アルミ頭繋ぎ・ラバトリーヒンジ一式・表示錠
　　指挟み防止

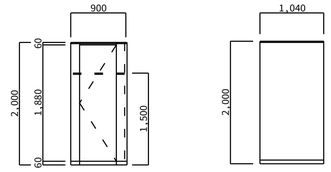

２/ＴＢトイレブース仕様
　パネル：メラミン化粧板フラッシュ40
　パネル芯材：ペーパーコア
　ドア：メラミン化粧フラッシュ40
　SUS巾木・アルミ頭繋ぎ・ラバトリーヒンジ一式・空錠
　指挟み防止

目隠しパネル仕様
　パネル：メラミン化粧板フラッシュ40
　SUS巾木・アルミ頭繋ぎ

棚板：メラミンフラッシュ20*880*300、ハンガーパイプ、ブラケット止め

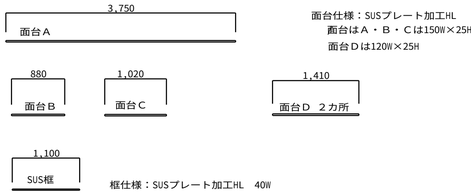

面台仕様：SUSプレート加工HL
　面台はＡ・Ｂ・Ｃは150W×25H
　面台Ｄは120W×25H

框仕様：SUSプレート加工HL　40W

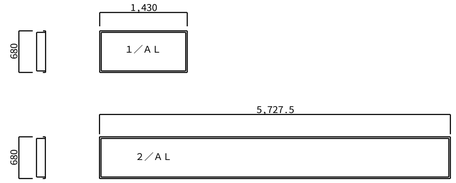

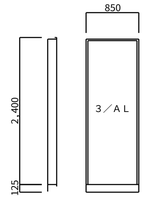

各アルミ仕様
　既設木額縁を撤去し、ｱﾙﾐ額縁（25*150）を取付ける
　３／ＡＬは下枠（框）はＳＵＳプレート加工　100*150

現況　３歳児トイレブース図

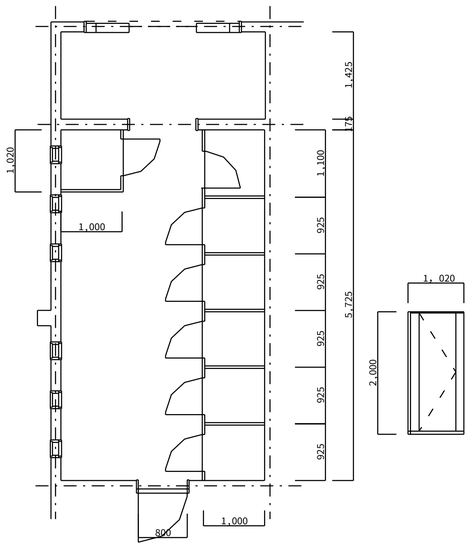

トイレブース仕様
　パネル・戸：ポリ合板フラッシュ40
　束立ち
　全て撤去

計画　３歳児トイレブース・SUS面台・ｱﾙﾐ額縁図

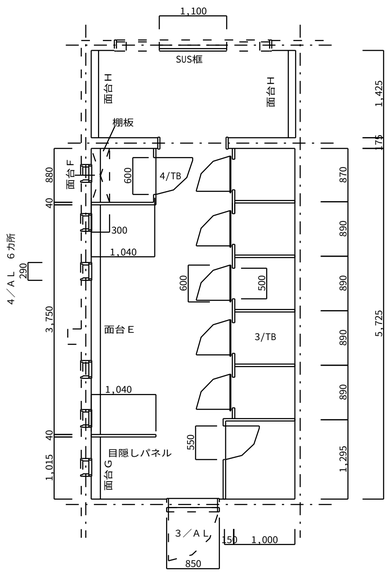

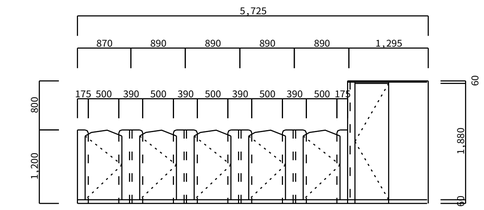

３/ＴＢトイレブース仕様
　パネル：メラミン化粧板フラッシュ40
　パネル芯材：ペーパーコア
　SUS巾木・アルミ（壁レール・曲面エッジ）
　ドア（幼児用）：メラミン化粧1板　厚14
　　専用外開き金物一式
　ドア（大人用）：メラミン化粧フラッシュ40
　　SUS巾木・アルミ頭繋ぎ・ラバトリーヒンジ一式・表示錠

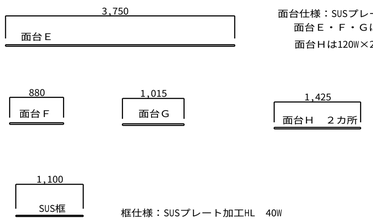

面台仕様：SUSプレート加工HL
　面台Ｅ・Ｆ・Ｇは150W×25H
　面台Ｈは120W×25H

框仕様：SUSプレート加工HL　40W

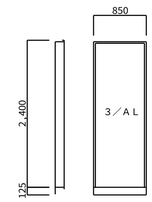

３／ＡＬ仕様
　既設木額縁を撤去し、ｱﾙﾐ額縁（25*150）を取付ける
　下枠（框）はＳＵＳプレート加工　100*150

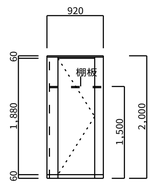

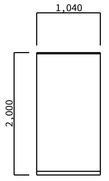

４／ＡＬ仕様
　既設木額縁を撤去し、ｱﾙﾐ額縁（25*45）を取付ける
　６カ所

４/ＴＢトイレブース仕様
　パネル：メラミン化粧板フラッシュ40
　パネル芯材：ペーパーコア
　ドア：メラミン化粧フラッシュ40
　SUS巾木・アルミ頭繋ぎ・ラバトリーヒンジ一式・空錠
　棚板：メラミンフラッシュ20*880*300、ハンガーパイプ、ブラケット止め

目隠しパネル仕様
　パネル：メラミン化粧板フラッシュ40
　SUS巾木・アルミ頭繋ぎ

稲川建築設計事務所
一級建築士事務所登録・チ-1025
一級建築士登録　第85570　稲川洋一
〒526-0064　滋賀県長浜市殿町３-１　TEL 0749-63-9095・FAX 63-5799

工事名称	図面名称	縮尺	図面番号
南郷里幼稚園トイレ改修工事	トイレブース・SUS面台・ｱﾙﾐ額縁図	A-1 1/50 ｜ A-3 1/100	Ａ－８
設計年月日　Ｒ５／　担当　稲川			

南郷里幼稚園トイレ改修工事

設計図　令和 6 年 5 月

Ⅰ 工事概要

工事場所　長浜市三ツ矢元町

建物概要

No.	建物名称	構造	階数	竣工年度	備考
1					
2					
3					
4					

概要説明　・トイレの洋式化に伴う全面改修

特記事項
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・

Ⅱ 設備工事仕様

1．標準仕様
図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」（以下「改修標仕」という。）、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」（以下「標仕」という。）及び「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（最新版）による。
また、工事監理については国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「電気設備工事監理指針（最新版）」を参考とする。
施工に際し、施工手引き書である電気設備工事施工チェックシートに従う。

2．特記仕様書の表記
(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
(2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。
　○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
　○印と◎印の付いた場合は、共に適用する。
(3) 特記事項に記載の［　．　．　］内表示番号は、改修標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。
　（　．　．　）内表示番号は、標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。

Ⅲ 一般共通事項

項目	特記事項
① 施工基準	本工事は、工事請負契約書及び同約款を遵守し、質問回答書、現場説明書、本特記仕様書を含む図面、標仕及び改修標仕により完全に施工する。 上記相互間に相違のある場合の優先順位は、記載の順序とする。 [1.1.1] 本図は工事の大要を示すものであるから、詳細位置等については監督職員と打合せの上、その指示に従い施工する。その他関係諸法規に基づき完全に施工する。
② 工事実績情報の登録(CORINS)	請負金額が500万円以上の場合は、契約(変更)、完成時のそれぞれ10日以内に登録すること。 [1.1.4]
③ 提出書類	※施工計画書　提出部数　※1部 [1.2.2] ・施工図　提出部数　※1部 [1.2.3] ・完成図　提出部数　※2部（A1、A3版縮小製本及び電子媒体） [1.8.3] ・保全に関する資料　提出部数　※2部　・　部 [1.8.4]
④ 施工体制	受注者等は、公共工事入札契約適正化法に基づき施工体制台帳の写しを提出すること。 また、市担当者から施工体制の点検を求められたら対応し、指摘がある場合は是正すること。 [1.3.1]
⑤ 技術管理	請負人は、建設業法で定める専任の技術者の任命を行い、現場に派遣し、技術管理にあたると共に建築主体工事、電気設備工事、その他関連工事についてその施工者と綿密な連絡を取り全工事に支障なきよう施工する。
⑥ 施工条件	次に指定する工程・作業は指定の日時に行うこと。 [1.3.3] 工程・作業　／　指定日時
7 地元説明会	受注者等は、施工に先立ち地元自治会、近隣住人等に工事施工内容の説明を行うこと。 [1.3.5]
8 近隣家屋の調査	受注者等は、工事の着手前および完了後に、図示部分の近隣家屋調査を実施し、工事に起因する損傷等の有無を確認すること。万一、損傷等が生じた場合は請負人の責任において現状に復旧すること。 また、受注者が自ら必要と思われる図示以外の近隣家屋・工作物等についても調査を行うこと。 [1.3.5]
⑨ 統括安全衛生管理義務者	労働安全衛生法第３０条第２項の総括安全衛生管理義務者には、（　※建築工事　電気設備工事　機械設備工事）の受注者等を指名する。 [1.3.5]
⑩ 安全対策	各種関係法令に基づき、常に工事の安全に留意し、施工に伴う災害及び事故の防止に努め、施工の各段階において、騒音、振動、粉じん、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないよう、周辺の環境保全を図り工事全般の対策を講ずること。 また、施設運営にも担当者と協議を行い支障のないよう努めること。 [1.3.5～8]
⑪ 公害対策	工事着手前に付近の状況を調査し、騒音、振動、塵埃の発生、土壌汚染、排水汚染等公害発生のなきよう、工事竣工まで万全の対策を講ずること。 [1.3.9]
⑫ 産業廃棄物の処理	受注者等は、産業廃棄物を適正に処理するにあたり下記事項を含め、事前に監督職員に施工計画書を提出して承諾を受けること。 (1) 本工事に使用する特定建設資材及び排出する特定建設資材廃棄物については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）を厳守し、分別解体及び再資源化等実施すること。 (2) 「資源の有効な利用の促進に関する法律」（リサイクル法）及び建設副産物適正処理推進要綱を厳守し、建設副産物の発生抑制および再利用の促進に努めること。 (3) 請負人は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を厳守し、同法第１２条の３によるマニフェストシステムにより的確に実施すること。 [5.1.1～2] ※構外搬出適切処理　・指定（　　） [5.1.1～2]
⑬ 発生材の処理等	
⑭ 石綿含有建材の事前調査制度	大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則、その他石綿処理に関する法令等に基づき実施すること。 また、調査結果を石綿事前調査結果報告システム等を使用し報告を行うこと。 (1) 調査範囲、既存の石綿含有建材の調査報告書の貸与等は、下記による。 調査範囲　・当該施工範囲　・図示 貸与書類　・建設当初図面　・調査結果 分析方法 ・JIS に規定されている定性分析方法にて行うこと。 測定箇所　・　箇所　・図示 ・JIS に規定されている定性分析を行った上定量分析を行うこと。
15 技能士	適用工事種別　・配管施工：１級　・熱絶縁施工：１級 ・冷凍・空気調和機施工：１級　・建築板金施工 [1.6.2]
16 化学物質の濃度測定	施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼンの濃度をパッシブ法にて測定し、報告すること。 また、基準値を満たさない場合は、対策を講じたのち再測定を行うこと。 測定箇所　・　箇所　・図示 [1.6.9]
⑰ 取扱説明書の作成	竣工引渡し時に取扱説明書等必要書類を必要部数作成し、ファイリングして提出すること。 （部数、詳細については、監督職員の指示による。） [1.8.4]
⑱ 現場代理人等	イ「長浜市現場代理人の常駐に関する運用基準」に従い、現場代理人を決定し届け出ること。 ロ 現場代理人は、受注者等との直接的な雇用関係を証するものを「現場代理人等届」に添付すること。 また、「現場代理人等変更届」も同様とする。 ハ 主任（監理）技術者も同様の確認を受けなければならない。 ニ 現場代理人と主任技術者または監理技術者を兼ねることができる。

項目	特記事項
⑲ 工事写真	区分 ／ 撮影箇所 ／ 提出部数 ／ 備考 着工前、完成 ／ ・3 ※6 ・15 ・30 ／ 3 ／ 同じ位置で撮影すること。 工事中 ／ 1 ／ 必要に応じ撮影する 定期提出 ／ 代表的な出来高の部分 ／ 1 ／ 工事月報用 工事写真の撮影要領は、「工事写真撮影ガイドブック・機械設備工事編」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)による。
⑳ 竣工写真	竣工写真はキヤノ版カラープリントによる写真を製本し、また、画像データを電子媒体で各１部提出すること。
㉑ 下請業者等の選定	各種下請業者、製造所等市内で供給出来るものについては、極力市内業者を選定すること。 製品等は特記されたものまたは同等品以上とする。ただし、同等品以上とする場合は、監督職員の承諾を受ける。
㉒ 保険等	受注者は工事の内容に応じた火災保険、建設工事組立保険等を工事目的物に付すとともに、労働災害保険及び第三者等への対人賠償、対物賠償についても補償する保険に加入し、その証書の写しを監督員に提出すること。 また、本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 工事中に万一事故が発生した場合は、速やかに監督員に連絡すること。
㉓ 設計図の製本	工事着手前に製本を作成し、監督職員に提出のこと。　A3サイズ　２部数（CADデータ共）
㉔ 軽微な変更	設計図書に明記なくとも機能上、構造上当然必要と認められる軽微な変更および追加工事においては、請負金額の増減対象としない。
㉕ 不当介入に関する通報制度	(1) 受注者等は暴力団員等による不当介入(不当な要求又は業務の妨害)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。 (2) 受注者等は前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書により所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。また、受注者等は以下のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む）に対して十分に指導を行うものとする。 (3) 受注者等は暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
㉖ 特殊な材料の工法	標仕に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。
㉗ 各種検査合格書等	各種検査を必要とするもの、責任施工のもの等は、各合格書又は保証書およびその写し各１部を提出すること。 なお、責任施工のものは、請負契約者・施工下請業者・材料製造所の連名書きとする。
㉘ 建築工事との取合	各設備工事によるコンクリート部分の梁、壁、床の貫通補強及び仕上げ部分、軽量鉄骨天井下地、同壁下地の開口補強は建築工事とする。
㉙ シンナー等の保管	シンナー等については、工事現場に放置することなく、保管を厳重に行い盗難を防止するとともに、保管数量について、作業前、作業終了後の確認等確実な管理を行うものとする。
㉚ 火気の管理	喫煙等については一定の場所を指定し、火元責任者を配する。
㉛ 過積載防止の措置	受注者等は過積載等の違法運行防止を図るため、道路交通法を遵守する旨を記載した施工計画書を提出すること。
㉜ 騒音振動の防止	受注者等は、「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成13年 国土交通省告示第487号）」に基づき指定された建設機械（'97ラベル）を使用すること。
㉝ 不法無線局の排除	受注者等は電波法を遵守し、不法無線局を搭載した工事車両を使用しないものとし、工事現場において、不法無線局を搭載していると疑わしい車両を発見したときは、速やかに監督職員にその旨報告すること。
㉞ ユニバーサルデザイン	バリアフリー化にあたっては、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」を遵守すること。
㉟ 別途工事との連絡協議	受注者等は、工事別の業者間で互いに連絡を取り、定期的に協議を行い、工事施工上の調整を図ること。 また、工事区分の取り合いについて図示がある場合においても、施工時に必要に応じて協議を行い連絡を密にすること。
㊱ 申請等	本工事における官公庁の各検査および完了にかかる消防法等、すべての法的検査は受注者等にて行うものとする。 また、その費用（手数料共）は一切受注負担とする。
㊲ 仮設電力料金等	本工事に必要な仮設電力、ガス、水道等の引込工事費、負担金、基本料金、使用料金等は引渡し日まで原則として請負人の負担とする。
㊳ 既存設備関係	施工に際し、既設内容、取合いをよく調査すると共に既存施設の担当者と十分協議を行い、その機能を低下せしめてはならない。
㊴ 公害対策	工事着手前に付近の状況を調査し、公害対策は工事竣工まで講ずること。
㊵ 技術検査	工事施工途中において、適宜中間技術検査を実施する。
㊶ 施工上の留意事項等	イ 機器の据付、配管支持については、「建築設備耐震設計施工指針」を参考とする。 ロ 当該工事において、既設配管、既設埋設配管があった場合は監督職員の指示により、迂回等の工事を行い、軽微なものは本工事内とする。 また、撤去工事は特に既設配管の行先を確認の上、安全に処理する。
㊷ 長浜市週休2日取組指定工事の実施	本工事は、発注者が工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完了日（工事請負契約の履行した通知である工事完了届書を提出した日）までのうち、非対象期間を除いた期間において４週８休以上の現場閉所に取り組むことを指定する週休２日取組指定型工事である。 費用の計上等の運用にあたっては、「長浜市週休２日取組指定型工事実施要領（建築系工事版）」により行う。 ・ 適用する　・ 適用しない

Ⅲ 一般共通事項

種目	適用	項目	特記事項
1 高（低）圧引込設備		工事範囲及び説明	柱上開閉器（SOG含む）、避雷器、高圧ケーブルの取替
		電気方式	●3相3線式6,600V　○3相3線式210V　○単相3線式210/105V
		施工方法	○地中　●架空
		使用電線	○6kV CV　●6kV EM-CET　○600V EM-CE　○600V EM-CET　○600V EM-IE　○OE　○DV
		負担金	○要　○不要
			●完成検査前に主任技術者の竣工検査を受け合格すること。 （測定記録書提出）
2 受変電設備		工事範囲及び説明	LBS、高圧進相コンデンサの取替
		電気方式	1次側　3相3線式6,600V　2次側　3相3線式210V、単相3線式210/105V
		形式	○屋内型キュービクル　●屋外型キュービクル　○フレーム組立開放型
		配電盤	●高圧配電盤　●低圧配電盤・コンデンサ盤
		変圧器	別紙による。
		母線	●KIP　●PDC　○銅棒
		付属品・予備品	○電力ヒューズ（各１組）　○フック棒
			●完成検査前に主任技術者の竣工検査を受け合格すること。

種目	適用	項目	特記事項
3 電灯・動力幹線設備		工事範囲及び説明	幹線用配管配線設備の新設　一式
		電気方式	○3相3線式210V　●単相3線式210/105V
		分電盤	姿図・参考品番による
		施工方法	●ケーブル　●電線管(OPE　○CPE　○PF　●VE　●FEP)　○ケーブルラック
		使用電線	●600V-IE　●600V-CE　○600V-CET
④ 電灯・コンセント設備	※	工事範囲及び説明	屋外電灯設備及び駐車場管制設備の電源工事
	※	施工方法	○天井内ｺﾛｶﾞｼ　●電線管(○CPE　●GP　●VE　●FEP　●PF)　○ケーブルラック
	※	使用電線	●600V-IE　●600V-CE　●600V-EEF
	※	照明器具	姿図・参考品番による
	※	配線器具	姿図・参考品番による
5 動力設備		工事範囲及び説明	動力設備までの配管、配線とする。
		電気方式	○3相3線式210V
		施工方法	○ケーブル　○電線
		使用電線	○600V EM-CE　○600V EM-IE　○600V EM-CET　○600V VVR
6 拡声設備		工事範囲及び説明	既設拡声回路よりスピーカーまでの配管、配線、機器取付け、調整までとする。
		施工方法	○天井内コロガシ　○電線管(○CPE　○PF)　○ケーブルラック
		使用電線	○EM-IE　○HIV　○HP　○MVVS　○AE
		機器仕様	姿図・参考品番による
7 電話設備		工事範囲及び説明	既設電話交換機より各子機への配管、配線、機器取付け、調整までとする。
		施工方法	○天井内コロガシ　○電線管(○CPE　○PF)　○ケーブルラック
		方式	○電子ボタン式　○電子交換式
		使用電線	○CCP(市内ＣＣＰケーブル)　○EBT(電子ボタン電話用ケーブル) ○EM-CPEE(市内対ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル) ○PE-V(構内ケーブル)　○EM-TIEF(屋内用通信電線)
		機器仕様	姿図・参考品番による
8 電気時計表示設備		工事範囲及び説明	主装置　より子機に至る配管、配線、機器取付け、調整までとする。
		施工方法	
		使用電線	
		機器仕様	EM-IE　芯ビニルコード
9 情報通信設備		工事範囲及び説明	新設HUBキャビネットから配管、配線、無線LAN機器の取付、設定、調整までとする。
		施工方法	○天井内コロガシ　○電線管(○CPE　○PF)　○ケーブルラック
		使用電線	○EM-UTP0.5-4P（CAT-5e）　○屋外用EM-UTP0.5-4P（CAT-5e）
		機器仕様	○別紙（○機器姿図　○機器リスト）による。
10 テレビ共視聴設備		工事範囲及び説明	既設端子盤より末端整合器までの配管、配線、器具取付け、調整までとする。
		施工方法	○天井内コロガシ　○電線管(○CPE　○PF)　○ケーブルラック
		使用電線	○EM-S-5CFB　○EM-S-7CFB
		機器仕様	姿図・参考品番による
		電界強度測定	施工前に測定し、各局毎の電界強度測定値を提出する。 アンテナ位置は建築意匠、強度等を考え監督職員と協議する。
11 自動火災報知設備		工事範囲及び説明	既設自火報回路より末端感知器までの配管配線器具取付け、調整までとする。 資格者による責任施工とし、所轄消防署と協議の上、完全に施工する。 なお、図示なくも建築構造上取付けの必要が生じたときは、監督職員の指示に従い本工事において取り付ける。
		施工方法	○天井内コロガシ　○電線管(○CPE　○PF)　○ケーブルラック
		使用電線	○IV　○HIV　○HP　○AE
		機器仕様	姿図・参考品番による
12 ガス漏れ警報設備		工事範囲及び説明	受信盤　より末端感知器までの配管、配線、器具取付け、調整までとする。 メーカー責任施工とし、所轄消防署と協議の上、完全に施工する。なお、図示なくも建築構造上取付けの必要が生じたときは、監督職員の指示に従い本工事において取り付ける。
		施工方法	
		使用電線	EM-IE　EM-AE　EM-CPEE
		機器仕様	
13 防火戸自閉設備		工事範囲及び説明	連動制御盤　より末端感知器・自閉器具までの配管、配線、器具取付け、調整までとする。 なお、メーカーの責任施工とし、建築工事とよく打合せの上、施工する。
		施工方法	
		使用電線	EM-IE　HIV　HP　EM-AE
		機器仕様	
14 避雷設備		工事範囲及び説明	突針取付けより接地極埋設までの配管配線接地測定を行う。 なお、メーカーの責任施工とし、建築工事とよく打合せの上、施工する。
		施工方法	
		突針	JISA4201に準じて施工する。
		試験用端子	
		使用導線	
15 自家発電設備		工事範囲及び説明	機器据付、試運転調整、各種届出、試験までとする。
		施工方法	
		定格	容量　kVA　電圧　200/220　V　周波数　60Hz
		使用電線	
		機器仕様	別記仕様書による。
		配管材料	
16 駐車場管制設備		工事範囲及び説明	構内駐車場管制設備の配線、機器取付け、調整までとする。
		施工方法	○天井内コロガシ　●電線管（○CPE　●PF　●FEP）　○ケーブルラック
		使用電線	●600V-IE　●600V-CE　●600V-CET　●600V-EEF
		機器仕様	姿図・参考品番による。

使用機材製造者指定

本工事に使用する機器材料は、下記に指定する製造者のものを使用のこと。ただし、同等品を使用する場合には、監督員の承諾を得て使用のこと。

適用	機材名	製造業者					
※	電線	ＪＩＳ規格等適合品製造者					
※	ケーブル	ＪＩＳ規格等適合品製造者					
※	電線管	ＪＩＳ規格等適合品製造者					
※	同上付属品	ＪＩＳ規格等適合品製造者					
※	ビニル電線管	ＪＩＳ規格等適合品製造者					
※	同上付属品	ＪＩＳ規格等適合品製造者					
※	Ｐ　Ｆ　管	ＪＩＳ規格等適合品製造者					
※	同上付属品	ＪＩＳ規格等適合品製造者					
※	ＦＥＰ管	ＪＩＳ規格等適合品製造者					
※	同上付属品	ＪＩＳ規格等適合品製造者					
	気中開閉器	戸上電機	ｴﾅｼﾞｰｻﾎﾞｰﾄ	大垣電機	日本高圧電気		三菱電機
	ガス開閉器						
	避雷器	音羽電機	日本高圧電気	戸上電機製作所			
	高圧開閉器	三菱電機	東芝	戸上電機	日本高圧電気	大垣電機	
	高圧遮断器	三菱電機	東芝	戸上電機	日本高圧電気	大垣電機	
	変圧器	愛知電機	東芝	日立製作所	富士電機	パナソニック	三菱電機
	コンデンサ	ニチコン	日新電機	日立製作所	富士電機	三菱電機	
	キュービクル	大正電機	名神電機	内外電機	新岩村電機	日東工業	新愛知電機製作所
	配分電盤	名神電機	大正電機	内外電機	新岩村電機	日東工業	新愛知電機製作所
※	配線用遮断器	東芝	日幸電機	日立製作所	富士電機	パナソニック	三菱電機
※	照明器具	パナソニック	三菱電機照明	日立照明	岩崎電気	日本電気	東芝ﾗｲﾃｯｸ
※	配線器具	東芝ﾗｲﾃｯｸ	パナソニック	三菱電機			
	放送機器	ＳＯＮＹ	ＴＯＡ	日本ビクター	パナソニック	ｴﾚﾍﾞｯｸｽ	
	電話装置						
	時計						
	インターホン						
	表示器						
	テレビ共聴機器	DXアンテナ	日本アンテナ	マスプロ電工	パナソニック		
	防犯カメラ機器	パナソニック	ＴＯＡ	日本ビクター	三菱電機		
	火災報知機器	ニッタン	能美防災	ホーチキ	パナソニック		
	ガス漏れ警報器						
	防火戸自閉機器						
	避雷針						
	自家発電機器	北越工業	デンヨー	新ダイワ	日本車輌製造		
	コンクリート柱	ＪＩＳ規格等適合品製造者					
	マンホール蓋	国土交通省型					
	ハンドホール	国土交通省型					

付近見取図

稲川建築設計事務所
一級建築士事務所登録・チ・1025
一級建築士登録　第85570　稲川洋一
〒526-0064　滋賀県長浜市殿町３－１　TEL 0749-63-9095・FAX 63-5799

TITLE	DARAWING NAME	No.
南郷里幼稚園トイレ改修工事	電気設備工事特記仕様書	12142306 Ｅ－０１

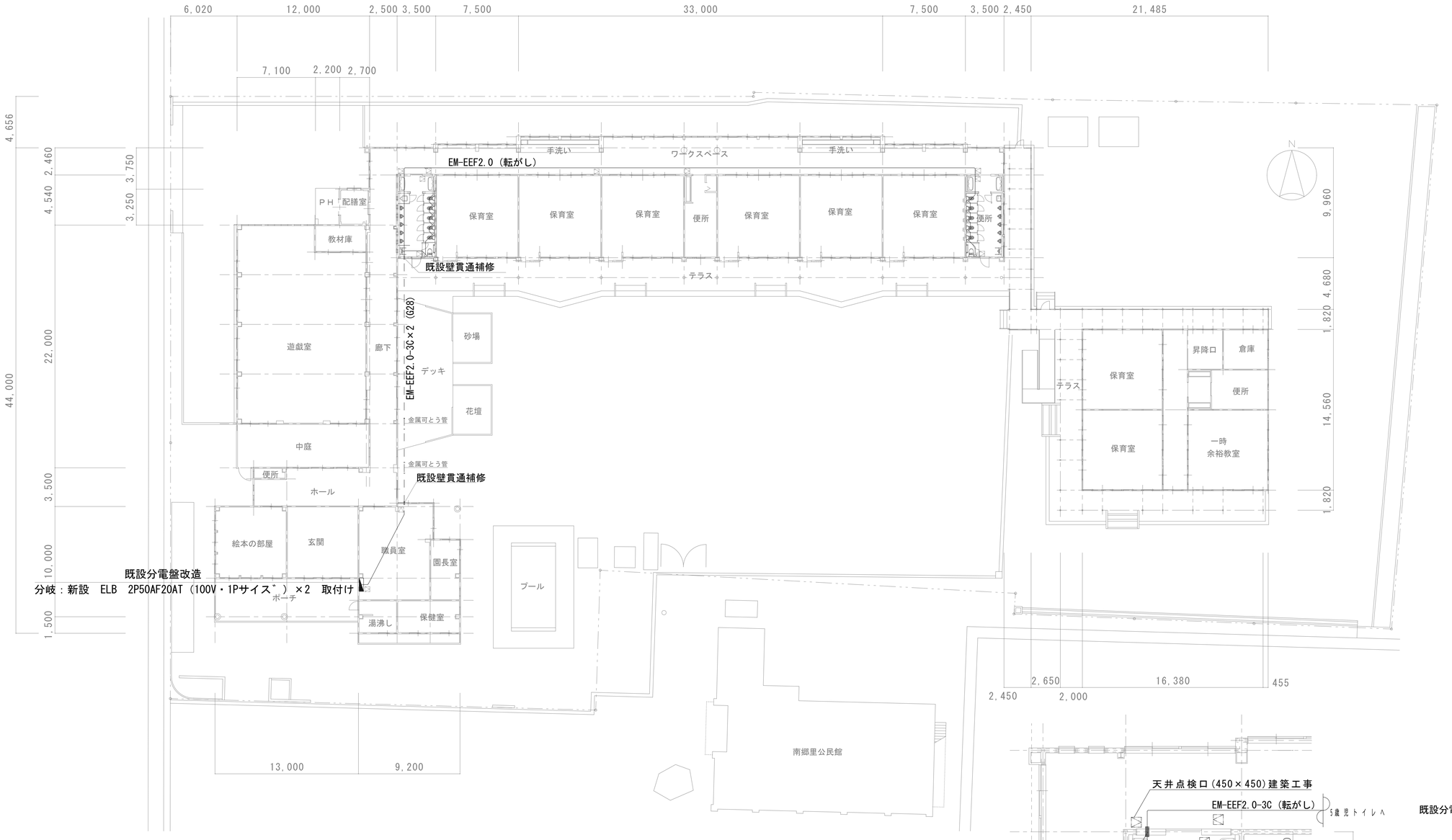

配置平面図　S=1/300

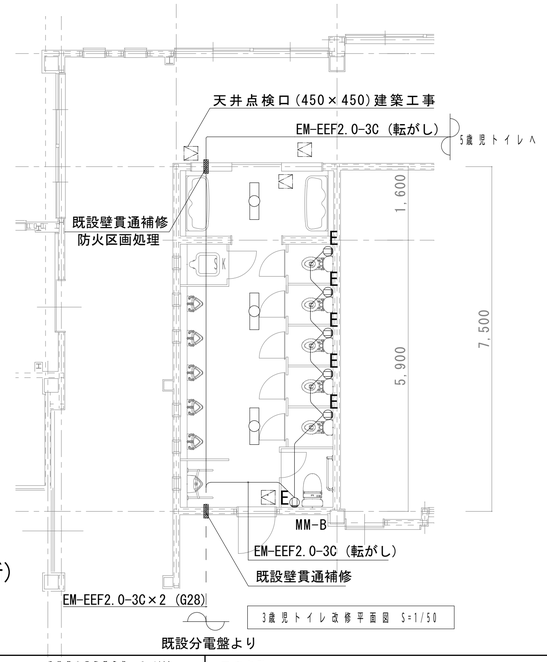

3歳児トイレ改修平面図　S=1/50

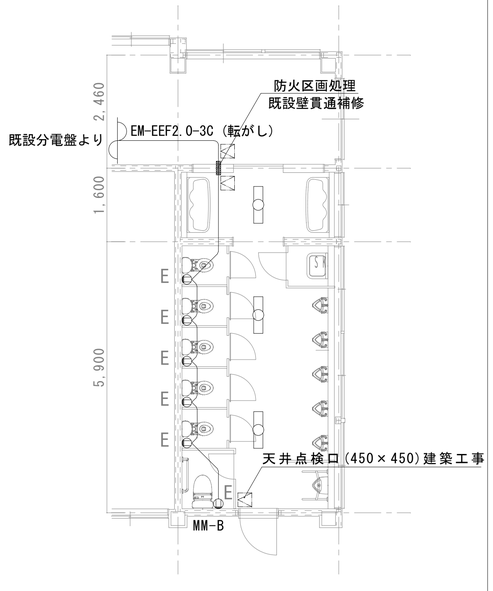

5歳児トイレ改修平面図　S=1/50

注、天井面から各便座用コンセントまではメタルモール(B型)とする。(12箇所)
　　コンセントは接地端子付きとする。(12箇所)
　　電線管は塗装する事とする。

稲川建築設計事務所 〒526-0064　滋賀県長浜市殿町３－１　TEL 0749-63-9095・FAX 63-5799	一級建築士事務所登録・チ-1025 一級建築士登録　第85570　稲川洋一	工事名称　南郷里幼稚園トイレ改修工事 設計年月日　R５／　担当　稲川	図面名称　コンセント設備図	縮尺　A-1 1/300　A-3 1/600	図面番号　E-02

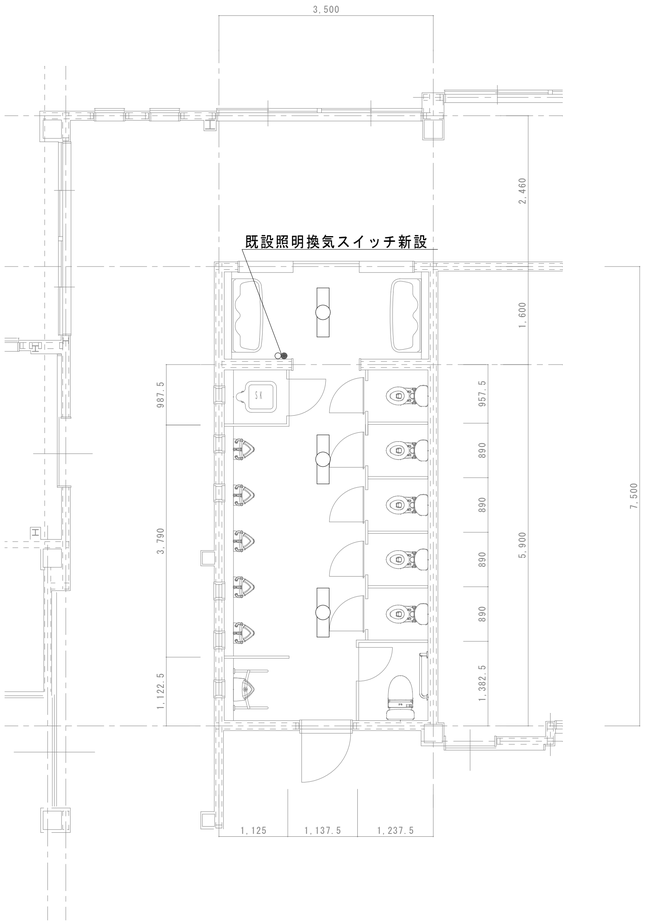

3歳児トイレ改修平面図　S=1/50

新設照明姿図(A)LSS6-4-48

参考品番
パナソニック　直付ＸＬＸ４５０ＡＥＮＰＬＥ９
3組新設

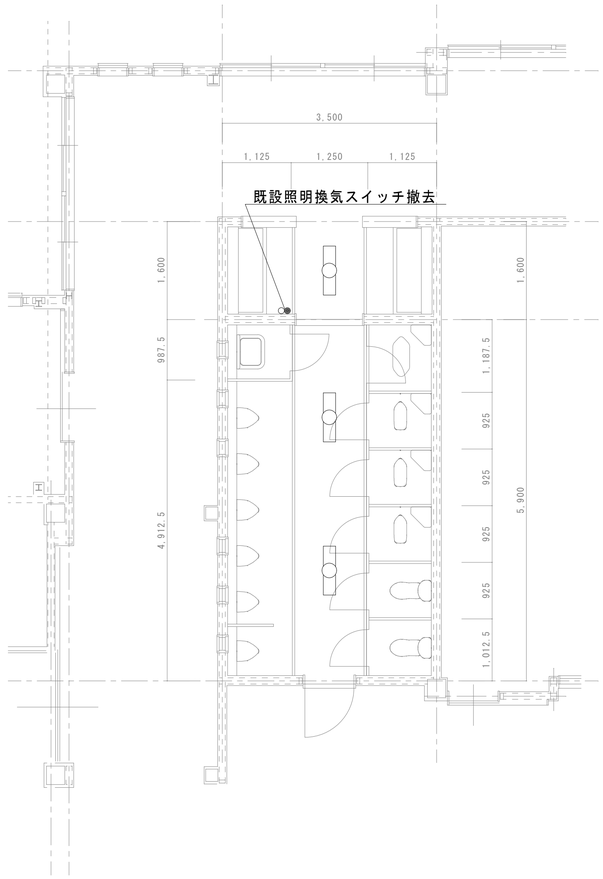

3歳児トイレ現況平面図　S=1/50

撤去照明姿図

FL40WT×1　ステンレス防湿型
3組撤去

稲川建築設計事務所
一級建築士事務所登録・チ-1025
一級建築士登録　第85570　稲川洋一
〒526-0064　滋賀県長浜市殿町３-１　TEL 0749-63-9095・FAX 63-5799

工事名称	図面名称	縮尺		図面番号
南郷里幼稚園トイレ改修工事	照明設備現況・改修（３歳児トイレ）平面詳細図	A-1 1/50	A-3 1/100	E-03
設計年月日　R 5 / 担当　稲川				

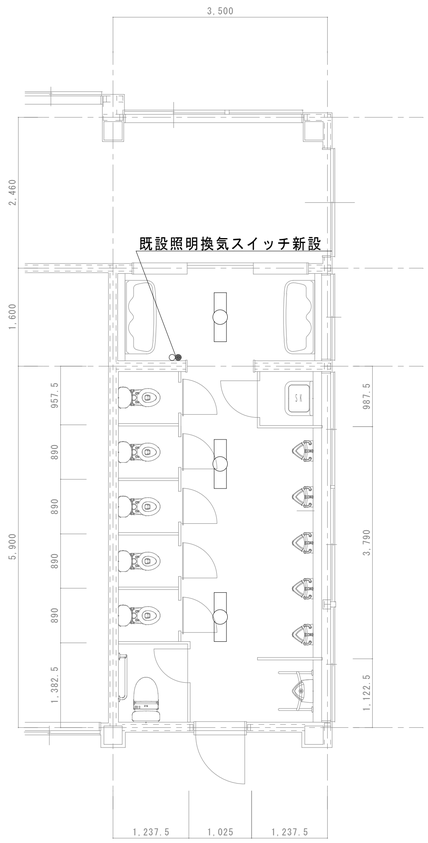

5歳児トイレ改修平面図　S=1/50

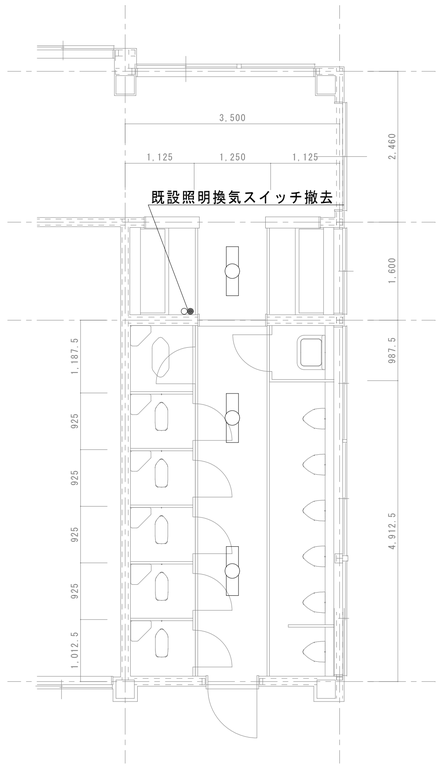

5歳児トイレ現況平面図　S=1/50

新設照明姿図(A)LSS6-4-48

参考品番
パナソニック　直付ＸＬＸ４５０ＡＥＮＰＬＥ９
3組新設

撤去照明姿図

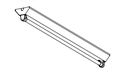

FL40WT×1　ステンレス防湿型
3組撤去

稲川建築設計事務所
一級建築士事務所登録・チ-1025
一級建築士登録　第85570　稲川洋一
〒526-0064　滋賀県長浜市殿町３-１　TEL 0749-63-9095・FAX 63-5799

工事名称	図面名称	縮尺	図面番号
南郷里幼稚園トイレ改修工事	照明設備現況・改修（５歳児トイレ）平面詳細図	A-1 1/50　A-3 1/100	E-04
設計年月日　R 5 / 　担当　稲川			

南郷里幼稚園トイレ改修工事

設計図　令和 6 年 5 月

Ⅰ 工事概要

工事場所：長浜市相撲町

建物概要

No.	建物名称	構造	階数	竣工年度	備考
1					
2					
3					
4					

概要説明：・トイレの洋式化に伴う全面改修

特記事項：

Ⅱ 設備工事仕様

1．標準仕様
図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）」（以下「改修標仕」という。）、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）」（以下「標仕」という。）及び「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（最新版）による。
また、工事監理については国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「機械設備工事監理指針（最新版）」を参考とする。
施工に際し、施工手引き書である電気設備工事施工チェックシートに従う。

2．特記仕様書の表記
(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
(2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。
　○印の付かない場合は，※印の付いたものを適用する。
　○印と◎印の付いた場合は，共に適用する。
(3) 特記事項に記載の［ ． ． ］内表示番号は、改修標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。
　（ ． ． ）内表示番号は，標仕の当該項目，当該図又は当該表を示す。

Ⅲ 一般共通事項

項目	特記事項
① 施工基準	本工事は、工事請負契約書及び同約款を遵守し、質問回答書、現場説明書、本特記仕様書を含む図面、標仕及び改修標仕により完全に施工する。 上記相互間に相違のある場合の優先順位は、記載の順序とする。 [1.1.1] 本図は工事の大要を示すものであるから、詳細位置等については監督職員と打合せの上、その指示に従い施工する。その他関係諸法規に基づき完全に施工する。
② 工事実績情報の登録（CORINS）	請負金額が500万円以上の場合は、契約(変更)、完成時のそれぞれ10日以内に登録すること。 [1.1.4]
③ 提出書類	※施工計画書　提出部数　※1部 [1.2.2] ・施工図　提出部数　※1部 [1.2.3] ・完成図　提出部数　※2部（A1、A3版縮小製本及び電子媒体） [1.8.3] ・保全に関する資料　提出部数　※2部　・　部 [1.8.4]
④ 施工体制	受注者等は、公共工事入札契約適正化法に基づき施工体制台帳の写しを提出すること。 また、市担当者から施工体制の点検を求められたら対応し、指摘がある場合は是正すること。 [1.3.1]
⑤ 技術管理	請負人は、建設業法で定める専任の技術者の任命を行い、現場に派遣し、技術管理にあたると共に建築主体工事、電気設備工事、その他関連工事についての施工者と綿密な連絡を取り全工事に支障なきよう施工する。
⑥ 施工条件	次に指定する工程・作業は指定の日時に行うこと。 [1.3.3] 工程・作業　｜　指定日時
7 地元説明会	受注者等は、施工に先立ち地元自治会、近隣住人等に工事施工内容の説明を行うこと。 [1.3.5]
8 近隣家屋の調査	受注者等は、工事の着手前および完了後に、図示部分の近隣家屋調査を実施し、工事に起因する損傷等の有無を確認すること。万一、損傷等が生じた場合は請負人の責任において現状に復旧すること。 また、受注者が自ら必要と思われる図示以外の近隣家屋・工作物等についても調査を行うこと。 [1.3.5]
⑨ 統括安全衛生管理義務者	労働安全衛生法第３０条第２項の総括安全衛生管理義務者には、（ ※建築工事　電気設備工事　機械設備工事）の受注者等を指名する。 [1.3.5]
⑩ 安全対策	各種関係法令に基づき、常に工事の安全に留意し、施工に伴う災害及び事故の防止に努め、施工の各段階において、騒音、振動、粉じん、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないよう、周辺の環境保全を図り工事全般の対策を講ずること。 また、施設運営にも担当者と協議を行い支障のないよう努めること。 [1.3.5～8]
⑪ 公害対策	工事着手前に付近の状況を調査し、騒音、振動、塵埃の発生、土壌汚染、排水汚染等公害発生のなきよう、工事竣工まで万全の対策を講ずること。 [1.3.9]
⑫ 産業廃棄物の処理	受注者等は、産業廃棄物を適正に処理するにあたり下記事項を含め、事前に監督職員に施工計画書を提出して承系を受けること。 (1) 本工事に使用する特定建設資材及び排出する特定建設資材廃棄物については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）を厳守し、分別解体及び再資源化等実施すること。 (2) 「資源の有効な利用の促進に関する法律」（リサイクル法）及び建設副産物適正処理推進要綱を厳守し、建設副産物の発生抑制および再利用の促進に努めること。 (3) 請負人は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を厳守し、同法第１２条の３によるマニフェストシステムにより的確に実施すること。 [5.1.1～2]
⑬ 発生材の処理等	※構外搬出適切処理　・指定（　　） [5.1.1～2]
⑭ 石綿含有建材の事前調査制度	大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則、その他石綿処理に関する法令等に基づき実施すること。 また、調査結果を石綿事前調査結果報告システム等を使用し報告を行うこと。 (1) 調査範囲、既存の石綿含有建材の調査報告書の貸与等は、下記による。 調査範囲　・当該施工範囲　・図示 貸与書類　・建設当初図面　・調査結果 分析方法 ・JIS に規定されている定性分析方法にて行うこと。 測定箇所　・　箇所　・図示 ・JIS に規定されている定性分析を行った上定量分析を行うこと。
15 技能士	適用工事種別　・配管施工：１級　・熱絶縁施工：１級 ・冷凍・空気調和機施工：１級　・建築板金施工 [1.6.2]
16 化学物質の濃度測定	施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼンの濃度をパッシブ法にて測定し、報告すること。 また、基準値を満たさない場合は、対策を講じたのち再測定を行うこと。 測定箇所　・　箇所　・図示 [1.6.9]
⑰ 取扱説明書の作成	竣工引渡し時に取扱説明書等必要書類を必要部数作成し、ファイリングして提出すること。 （部数、詳細については、監督職員の指示による。） [1.8.4]
⑱ 現場代理人等	イ「長浜市現場代理人の常駐に関する運用基準」に従い、現場代理人を決定し届け出ること。 ロ 現場代理人は、受注者等との直接的な雇用関係を証するものを「現場代理人等届」に添付すること。 また、「現場代理人等変更届」も同様とする。 ハ 主任（監理）技術者も同様の確認を受けなければならない。 ニ 現場代理人と主任技術者または監理技術者を兼ねることができる。
⑲ 工事写真	区分｜撮影箇所｜提出部数｜備考 着工前、完成｜・3 ※6 ・15 ・30｜3｜同じ位置で撮影すること。 工事中｜｜1｜必要に応じ撮影する 定期提出｜代表的な出来高の部分｜1｜工事月報用 工事写真の撮影要領は、「工事写真撮影ガイドブック・機械設備工事編」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)による。
⑳ 竣工写真	竣工写真はキヤノン版カラープリントによる写真を製本し、また、画像データを電子媒体で各１部提出すること。
㉑ 下請業者等の選定	各種下請業者、製造所等市内で供給出来るものについては、極力市内業者を選定すること。
㉒ 保険等	製品等は特記されたものまたは同等品以上とする。ただし、同等品以上とする場合は、監督職員の承諾を受ける。 受注者は工事の内容に応じた火災保険、建設工事組立保険等を工事目的物に付すとともに、労働災害保険及び第三者等への対人賠償、対物賠償についても補償する保険に加入し、その証書の写しを監督員に提出すること。 また、本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 工事中に万一事故が発生した場合は、速やかに監督員に連絡すること。
㉓ 設計図の製本	工事着手前に製本を作成し、監督職員に提出のこと。　A3サイズ　２部数（CADデータ共）
㉔ 軽微な変更	設計図書に明記なくとも機能上、構造上当然必要と認められる軽微な変更および追加工事においては、請負金額の増減対象としない。
㉕ 不当介入に関する通報制度	(1) 受注者等は暴力団員等による不当介入(不当な要求又は業務の妨害)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。 (2) 受注者等は前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書により所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。また、受注者等は以下のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む）に対して十分に指導を行うものとする。 (3) 受注者等は暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
㉖ 特殊な材料の工法	標仕に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。
㉗ 各種検査合格書等	各種検査を必要とするもの、責任施工のもの等は、各合格書又は保証書およびその写し各１部を提出すること。 なお、責任施工のものは、請負契約書・施工下請業者・材料製造所の連名書きとする。
㉘ 建築工事との取合	各設備工事による コンクリート部分の梁、壁、床の貫通補強及び仕上げ部分、軽量鉄骨天井下地、同壁下地の開口補強は建築工事とする。
㉙ シンナー等の保管	シンナー等については、工事現場に放置することなく、保管を厳重に行い盗難を防止するとともに、保管数量についても、作業前、作業終了後の確認等確実な管理を行うものとする。
㉚ 火気の管理	喫煙等については一定の場所を指定し、火元責任者を配すること。
㉛ 過積載防止の措置	受注者等は過積載等の違法運行防止を図るため、道路交通法を遵守する旨を記載した施工計画書を提出すること。
㉜ 騒音振動の防止	受注者等は、「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成13年 国土交通省告示第487号）」に基づき指定された建設機械（'97ラベル）を使用すること。
㉝ 不法無線局の排除	受注者等は電波法を遵守し、不法無線局を搭載した工事車両を使用しないものとし、工事現場において、不法無線局を搭載していると疑われし事両を発見したときは、速やかに監督職員にその旨報告すること。
㉞ ユニバーサルデザイン	バリアフリー化にあたっては、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」を遵守すること。
㉟ 別途工事との連絡協議	受注者等は、工事別の業者間で互いに連絡を取り、定期的に協議を行い、工事施工上の調整を図ること。 また、工事区分の取り合いについて図示がある場合においても、施工時に必要に応じて協議を行い連絡を密にすること。
㊱ 申請等	本工事における官公庁の各検査および完了にかかる消防法等、すべての法的検査は受注者等にて行うものとする。 また、その費用（手数料共）は一切受注負担とする。
㊲ 仮設電力料金等	本工事に必要な仮設電力、ガス、水道等の引込工事費、負担金、基本料金、使用料金等は引渡し日まで原則として請負人の負担とする。
㊳ 既存設備関係	施工に際し、既設内容、取合いをよく調査すると共に既存施設の担当者と十分協議を行い、その機能を低下せしめてはならない。
㊴ 公害対策	工事着手前に付近の状況を調査し、公害対策は工事後工まで講ずること。
㊵ 技術検査	工事施工途中において、適宜中間技術検査を実施する。
㊶ 施工上の留意事項等	イ　機器の据付、配管支持については、「建築設備耐震設計施工指針」を参考とする。 ロ　当該工事において、既設配管、既設埋設配管があった場合は監督職員の指示により、迂回等の工事を行い、軽微なものは本工事内とする。 また、撤去工事は特に既設配管の行先を確認の上、安全に処理する。
㊷ 長浜市週休2日取組指定工事の実施	本工事は、発注者が工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完了日（工事請負契約の履行した通知である工事完了届書を提出した日）までのうち、非対象期間を除いた期間において４週８休以上の現場閉所に取り組むことを指定する週休２日取組指定型工事である。 費用の計上等の運用にあたっては、「長浜市週休２日取組指定型工事実施要領（建築系工事版）」により行う。 ・ 適用する　・ 適用しない

1 受水設備

種目	適用	項目	特記事項
		工事範囲及び説明	
		負担金等	○要　○不要
		量水器	○貸与　○本工事
		受水タンク	（　　）製、容量（有効　　）m3、耐震（0.6・1.0・1.5）G
		高置タンク	（　　）製、容量（有効　　）m3、耐震（1.0・1.5・2.0）G
		揚水ポンプ	口径（　　）mmφ×（　　）mH×（　　）kW
		給水ポンプ	口径（　　）mmφ×（　　）mH×（　　）kW
		配管材料	屋外埋設配管：○硬質塩化ビニル管 HIVP　○ビニルライニング鋼管 VD ○ポリ粉体ライニング鋼管 PD
		保温工事	屋内配管：ビニル被覆鋼管 SGP-VS・STPG-VS(圧力用) ポリエチレン被覆鋼管 SGP-PS・STPG-PS(圧力用) 屋内埋設配管：ビニル被覆鋼管 SGP-VS・STPG-VS(圧力用) ポリエチレン被覆鋼管 SGP-PS・STPG-PS(圧力用) 屋内配管：配管用炭素鋼鋼管(白) SGP・STPG(圧力用) 屋外露出配管は、保温すること。
		指定業者	上水道本管からの分岐工事は長浜水道企業団指定給水装置工事事業者が行うこと。
		道路占用申請	上水道本管からの分岐工事に伴う道路占用申請手続き一式を請負人の負担により遅滞なく行うこと。 また、市道占用及び工事は長浜市道路占用規則・同道路占用基準に従い施工すること。

2 給水設備

種目	適用	項目	特記事項
	※	工事範囲及び説明	本工事は既設トイレ内の給水設備の撤去を行い新たに配管を敷設する。
	※	給水方式	●直圧式　○加圧式　○重力式
	※	配管材料	屋外埋設配管：○硬質塩化ビニル管 HIVP　○ビニルライニング鋼管 VD ○ポリ粉体ライニング鋼管 PD　○ポリエチレン管 PE 屋内埋設配管：○硬質塩化ビニル管 HIVP　●ビニルライニング鋼管 VD ○ポリ粉体ライニング鋼管 PD 屋内配管：●ビニルライニング鋼管 VA　○ポリ粉体ライニング鋼管 PA
	※	保温工事	施工は標仕による。
	※	水圧試験	水圧試験を行い漏水のないようにする。
	※	継手、弁等	ライニング鋼管には管端防食継手(埋設部は外面樹脂被覆型)、管端防食型弁、ライニング弁を使用する。
		水質試験	飲適試験(10項目+残留塩素)を行う(　　箇所)。

3 排水通気設備

種目	適用	項目	特記事項
	※	工事範囲及び説明	本工事は既設トイレ内の排水設備の撤去を行い新たに配管を敷設する。
	※	排水方式	○単独式　○合流式　○屋内分流屋外合流式
	※	配管材料	屋外配管：○硬質塩化ビニル管　VP・VU　○卵形管 EGP 屋内配管：○硬質塩化ビニル管 VP　○排水用鉛管 LP ○排水用鋳鉄管 CIP ○排水用ビニルライニング鋼管 DVLP、石綿二層管
		保温工事	施工は標仕による。
	※	その他	曲がり部はできる限り大曲がりエルボを使用し、排水の流通を良くする。 埋戻しは全量、山土（購入土）とし、埋設配管周囲は保護砂で締め固めること。

4 衛生器具設備

種目	適用	項目	特記事項
	※	工事範囲及び説明	本工事は既設トイレ内の衛生器具の撤去を行い新たに衛生器具を設置する。
	※	衛生器具	器具リストによる。

5 ガス設備

種目	適用	項目	特記事項
		工事範囲及び説明	
		負担金等	要、不要
		ガス計量器	貸与、本工事
		配管材料	屋外配管：配管用炭素鋼鋼管（白）、ポリエチレン被覆鋼管 屋内埋設配管：ポリエチレン被覆鋼管、ビニル被覆鋼管 屋内配管：配管用炭素鋼鋼管（白）、フレキ管（SUS）
		試験	気密試験後、点火試験を行い燃焼の確認、機器調整を行う。
		ガスの種別	○都市ガス(13A)、○プロパンガス
		その他	埋設で合成樹脂被覆鋼管の接続は、合成樹脂被覆メカ継手、サービスコックは合成樹脂被覆ボールバルブとする。

6 消火設備

種目	適用	項目	特記事項
		工事範囲及び説明	
		消火水槽	（　　）製、容量（有効　　）m3
		消火充水槽	（　　）製、容量（有効　　）m3
		消火ポンプ	別記機器リストによる
		消火栓箱	消火栓箱参考図による。
		配管材料	屋外配管：ビニル被覆鋼管 SGP-VS・STPG-VS(圧力用) ポリエチレン被覆鋼管 SGP-PS・STPG-PS(圧力用) 屋内埋設配管：ビニル被覆鋼管 SGP-VS・STPG-VS(圧力用) ポリエチレン被覆鋼管 SGP-PS・STPG-PS(圧力用) 屋内配管：配管用炭素鋼鋼管(白) SGP・STPG(圧力用) 屋外露出配管は、保温すること。
		保温工事	

7 給湯設備

種目	適用	項目	特記事項
	※	工事範囲及び説明	本工事は３歳児トイレ内給湯管の撤去・新設を行うものとし、機器類は既設機器を再使用とする。
		温水発生機	○真空式温水発生機　○無圧式温水発生器
		熱源	○A重油　○灯油　○ＬＰガス　○都市ガス(13A)　○電気
	※	配管材料	○配管用炭素鋼鋼管 SGP(白)　●保温付き被覆鋼管（保温厚14mm以上） ○水道用硬質塩化ﾋﾞﾆﾙﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管 SGP-VA　○耐熱塩化ビニル管 HTVP
		保温工事	施工は標仕による。
		その他	搬出搬入経路の確保のため、十分な仮設計画を検討すること。 機器据付後、台数制御のための配線接続、設定等を行うこと。 火災予防条例の規定による届け出を行うこと。

8 し尿浄化槽設備

種目	適用	項目	特記事項
		工事範囲及び説明	
		構造	○地上式　○地下式　○半地下式（ＲＣ)製
		処理方式	○接触濾気式　○長時間濾気式　○　　式
		容量	ＪＩＳ(　　)人槽、(　　)m3／day
		処理水質	BOD(　　ppm)、SS(　ppm)、N(　ppm)、P(　ppm)
		その他	

9 換気設備

種目	適用	項目	特記事項
	※	工事範囲及び説明	トイレ内の換気扇グリルの一時撤去・復旧を行う。
		送風機	○換気扇　○全熱交換器
		ダクト	
		保温工事	空調換気扇の外気側給排気ダクトは、保温すること。
		施工	送風機据付については、防音、防振に注意して施工のこと。
		機器	機器リストによる。
	※	その他	グリルは清掃点検を行い取り付けること。

10 排煙設備

種目	適用	項目	特記事項
		工事範囲及び説明	
		排煙機	
		排煙方式	A方式＝手動操作 → 排煙ダンパー → 自動起動盤 → 排煙機 B方式＝煙感知器 → 中継器 ↓ 手動操作 → 排煙ダンパー → 自動起動盤 → 排煙機

11 空気調和設備

種目	適用	項目	特記事項
		工事範囲及び説明	既設空調機器の更新およびルームエアコンの新設
		冷温熱源機	○直だき吸収式冷温水発生機(二重効用)、 ○水冷チリングユニット　○空冷式ヒートポンプチラーユニット (○ターボ　○スクリュー　○遠心　○吸収)冷凍機 ○鋳鉄製ボイラー　○鋼製ボイラー
		空気調和機	○水蓄熱空冷ヒートポンプエアコン　●ガスヒートポンプエアコン ○空冷ヒートポンプエアコン　○空冷式ビル用マルチエアコン
		放熱器	○ファンコイルユニット　○ファンコンベクタ　○コンベクタ　○ベースボードヒータ
		空調機室内機	○床置型　○天井吊型　●天井埋込型　●壁掛型　●天井隠べい型
		配管材料	冷温水管：○水道用亜鉛めっき鋼管　○耐熱性ビニルライニング鋼管 冷却水管：○水道用亜鉛めっき鋼管　○ビニルライニング鋼管 VA ○ポリ粉体ライニング鋼管 PA 冷媒配管：○脱酸銅管Ｌ　●断熱材被覆銅管（国土交通省仕様） 排水配管：●硬質塩化ビニル管 VP 油配管：○SUS304溶接鋼管　○圧力配管用炭素鋼鋼管（黒）
		保温保冷	施工は標仕による。
		自動制御	本工事では次の制御を行なう。 ／　／
		中央監視	中央監視盤を設け、システムの集中運転監視を行なう。

使用機材製造者指定

本工事に使用する機器材料は、下記に指定する製造者のものを使用のこと。ただし、同等品を使用する場合には、監督員の承諾を得て使用のこと。

適用	機材名	製造業者					
※	ビニルライニング鋼管	ＪＩＳ規格等適合品製造者					
※	ポリ粉体ライニング鋼管	ＪＩＳ規格等適合品製造者					
※	ポリエチレン被覆鋼管	ＪＩＳ規格等適合品製造者					
※	水配管用亜鉛メッキ鋼管	ＪＩＳ規格等適合品製造者					
※	配管用炭素鋼鋼管	ＪＩＳ規格等適合品製造者					
※	塩化ビニル被覆鋼管	ＪＩＳ規格等適合品製造者					
※	硬質塩化ビニル管	ＪＩＳ規格等適合品製造者					
※	鉛管	ＪＩＳ規格等適合品製造者					
※	銅管	ＪＩＳ規格等適合品製造者					
※	ステンレス鋼管	ＪＩＳ規格等適合品製造者					
	量水器・ＢＯＸ	長浜水道企業団指定品					
	タンク						
	ポンプ	荏原製作所	川本製作所				
	弁類	ＪＩＳ規格等適合品製造者					
	バタフライ弁	ＪＩＳ規格等適合品製造者					
	防振継手	トーゼン	トーフレ				
	フレキシブルジョイント(SUS)	ＪＩＳ規格等適合品製造者					
	フレキシブルジョイント(ゴム)	ＪＩＳ規格等適合品製造者					
※	排水金物類	カネソウ	福西鋳物				
	塩ビ桝類	前澤化成工業	タキロン	アロン化成			
	グリストラップ						
※	衛生陶器類	ＴＯＴＯ	ＬＩＸＩＬ				
	消火栓箱						
	温水発生機	昭和鉄工					
	瞬間湯沸器						
	電気温水器	三菱電機	東芝キャリア	日立	パナソニック	コロナ	イトミック
	ステンレス流し台	マルゼン	中西製作所	ＬＩＸＩＬ	西本金属工業		
	ガス集合装置						
	ガスコック類						
	浄化槽						
	送風機						
	換気扇	東芝キャリア	日立	ﾊﾟﾅｿﾆｯｸ電工	三菱電機		
	全熱交換器	三菱電機	東芝キャリア	ダイキン工業			
	排煙機						
	防火・防煙・排煙ダンパー						
	冷凍機						
	冷温水発生機	パナソニック	矢崎総業	川重冷熱			
	冷却塔						
	空調機	ヤンマー	ダイキン工業	パナソニック	三菱重工		
	放熱器						
	ファンコイルユニット						
	吹出口・吸込口						
	製缶類						
	自動制御機器						

付近見取図

稲川建築設計事務所
一級建築士事務所登録・チ・1025
一級建築士登録　第85570　稲川洋一
〒526-0064　滋賀県長浜市殿町３－１　TEL 0749-63-9095・FAX 63-5799

TITLE：南郷里幼稚園トイレ改修工事

DARAWING NAME：機械設備工事特記仕様書

No. 12142307

Ｍ－０１

保温施工標準図　No．1

屋内露出（一般居室、廊下）

給水・排水（通気）　空調ドレン管

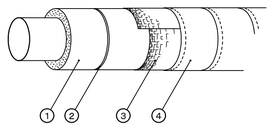

	材料名	規格	備考
1	グラスウール保温筒	ＪＩＳ　Ａ　９５０４	４０Ｋ以上
2	鉄　線	ＪＩＳ　Ｇ　３５４７	
3	合成樹脂製カバー		板厚　０．３ｍｍ以上

給湯・温水（膨張管含む）・蒸気・冷水・冷温水

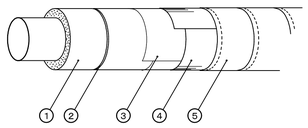

	材料名	規格	備考
1	グラスウール保温筒	ＪＩＳ　Ａ　９５０４	４０Ｋ以上
2	鉄　線	ＪＩＳ　Ｇ　３５４７	
3	ポリエチレンフィルム	ＪＩＳ　Ｚ　１７０２	厚さ　０．０５ｍｍ
4	合成樹脂製カバー		暑さ　０．３ｍｍ以上

※　給湯、温水、蒸気の場合はポリエチレンフィルムを省略する。

保温材の厚さ

単位：ｍｍ

呼び径		15	20	25	32	40	50	65	80	100	125	150	200	250	300	参考使用区分	
Ⅰ	R				２０						２５			４０		ロックウール	給水管
	G				２０						２５			４０		グラスウール	排水管
	P				２０							２５				ポリスチレンフォーム	
Ⅱ	R				２０						２５			４０		ロックウール	温水管
	G				２０						２５			４０		グラスウール	給湯管
Ⅲ	R		２５			３０			４０							ロックウール	蒸気管
	G		２５			３０			４０							グラスウール	
Ⅳ	R		３０				４０							５０		ロックウール	冷温水管
	G		３０				４０							５０		グラスウール	冷水管
	P		３０				４０							５０		ポリスチレンフォーム	冷媒管
Ⅴ							２５									機器、排気筒、煙道、内貼	
Ⅵ							５０										
Ⅶ							７５										
Ⅷ					５０または２５											ダクト	

詳細は標準仕様書による。　なお、高圧（０．１MP以上）の蒸気管及び蒸気ヘッダーの保温は、特記による。

防火区画貫通箇所施工要領

《 給排水管 》

１、鋼管の場合

※　管径に関係なく通常の保温工事でよい。

※　区画貫通箇所はロックウール材又はモルタル詰めを行う。

２、ＶＰの場合

【最上階４階まで　１時間耐火】

※　１２５ｍｍ以上は鋼管または大臣認定の耐火二層管を使用する。

※　１００ｍｍには０．５ｔ亜鉛鉄板を前後１ｍ巻くこと。

・保温は保温材がポリスチレンフォーム保温筒の場合はロックウール保温帯２５ｔを鉄線にて取り付ける。

・区画貫通箇所はロックウール材又はモルタル詰めを行う。

・鉄板は区画貫通箇所を通して、前後１ｍ管材の上に巻きその上に保温を行う。

※　７５ｍｍ以下は鉄板巻き不要である。

・保温材はポリスチレンフォーム保温筒でよい、ただし貫通箇所はロックウール保温材又はモルタル詰めを行う。

【５階～最上階１４階まで　２時間耐火】

※　上記１時間耐火の管径より１ランク下げた管径を代入する。

鋼　管

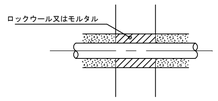

ＶＰ管

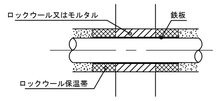

ＶＰ管７５Ａ以下は鋼管と同じ
貫通部分にポリスチレンフォーム保温筒
又はグラスウール保温筒を使用してはいけない。

機械室・書庫・倉庫（厨房の天井内を含む）天井内・ＰＳ内・空隙壁中

共通事項

１．　ポリスチレンフォーム保温筒は、１本（１ｍ）につき２箇所以上粘着テープ２回巻きとする。

２．　テープ巻きその他の重なり幅は、原則として、テープ状の場合は１５ｍｍ以上（ポリエチレンフィルムの場合は１／２重ね以上）、その他の場合は３０ｍｍ以上とする。

３．　テープ巻きは、配管の下方より上向きに巻き上げる。アルミガラスクロス巻き等で、ずれるおそれのある場合には、粘着テープ等を用いてずれ止めを行う。

４．　合成樹脂製カバーの取付は、直管の合わせ幅は２５ｍｍ以上とし、合わせ目を両面テープで貼り合わせた後、１５０ｍｍ以下のピッチで、合成樹脂製カバー用ビンで押さえる。

５．　屋内露出配管の保温見切り部分には菊座を取付ける。

６．　保温筒取り付けの鉄線巻きは１本（１ｍ）につき２箇所２回巻きとする。

７．　鉄板巻きの継目部にはシールを行う。

８．　グラスウール保温筒、保温板の使用困難な場所は、保温帯または波形保温板を使用してもよい。

９．　ポリスチレンフォーム保温筒の使用困難な箇所は、ロックウール保温帯、ロックウールフェルト、グラスウール保温帯又は波形保温板を使用してもよい。

10．　屋内露出の配管及びダクトの床貫通部は、その保温材保護のため、床面より少なくとも高さ１５０ｍｍまでステンレス鋼板で被覆する。

11．　通気管の保温は排水分岐より１００ｍｍのみ保温を行う。

《 ダ ク ト 》

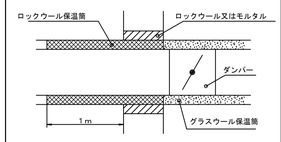

《 冷水、冷温水管 》

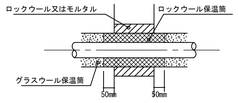

ＶＰ管７５Ａ以下は鋼管と同じ
貫通部分にポリスチレンフォーム保温筒
又はグラスウール保温筒を使用してはいけない。

給湯・温水・蒸気・冷水・冷温水

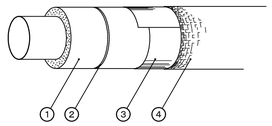

	材料名	規格	備考
1	グラスウール保温筒	ＪＩＳ　Ａ　９５０４	４０Ｋ
2	鉄　線	ＪＩＳ　Ｇ　３５４７	
3	原　紙		１㎡　３７０ｇ以上
4	アルミガラスクロス	ＪＩＳ　Ｒ　３４１４　EP18A	

※　原紙＋アルミガラスクロスに替えアルミガラス化粧原紙を使用できる

※　天井、ＰＳ内の場合は原紙を省略し、ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ化粧ｸﾞﾗｽｳｰﾙ保温筒＋ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ粘着ﾃｰﾌﾟ（幅50mm）とする。

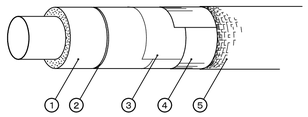

	材料名	規格	備考
1	グラスウール保温筒	ＪＩＳ　Ａ　９５０４	４０Ｋ
2	鉄　線	ＪＩＳ　Ｇ　３５４７	線径　０．６ｍｍ
3	ポリエチレンフィルム	ＪＩＳ　Ｚ　１７０２	厚さ　０．０５ｍｍ
4	原　紙		１㎡　３７０ｇ以上
5	アルミガラスクロス	ＪＩＳ　Ｒ　３４１４　EP18A	

※　給湯、温水、蒸気の場合はポリエチレンフィルムを省略する。

※　原紙＋アルミガラスクロスに替えアルミガラス化粧原紙を使用できる

※　天井、ＰＳ内の場合は原紙を省略する。

※　給湯・温水、蒸気配管の天井、ＰＳ内はアルミガラス化粧グラスウール保温筒＋アルミガラスクロス粘着テープとする。

床下、暗渠内（ピット内含む）

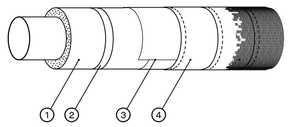

	材料名	規格	備考
1	ポリスチレンフォーム保温筒	ＪＩＳ　Ａ　９５１１	３号
2	粘着ビニールテープ	ＪＩＳ　Ｚ　１５２５	厚さ　０．２ｍｍ
3	ポリエチレンフィルム	ＪＩＳ　Ｚ　１７０２	厚さ　０．０５ｍｍ
4	着色アルミガラスクロス		黒色

※　共同溝の保温の種別は特記による。

※　排水管、空調ドレン管で暗渠内（ピット内を含む）、最下階の床下配管及び耐火二層管は保温を行わない。

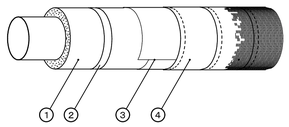

	材料名	規格	備考
1	グラスウール保温筒	ＪＩＳ　Ａ　９５０４	４０Ｋ
2	鉄線	ＪＩＳ　Ｚ　３５４７	
3	ポリエチレンフィルム	ＪＩＳ　Ｚ　１７０２	厚さ　０．０５ｍｍ
4	着色アルミガラスクロス		黒色

冷水・冷温水管の配管支持金具

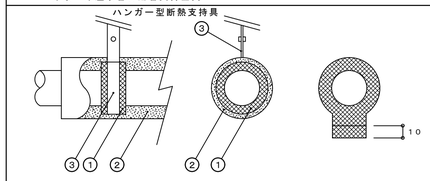

①　断熱支持具
②　グラスウール保温筒
③　バンド

※　台型断熱材の厚さはハンガー型と同じとする。

※　台型の場合は腰高品（既製品＋１０ｍｍ）を使用する。

※　ハンガー型は蝶番式又は提灯型を使用する。

断熱支持具の厚さ（Ｔ）と長さ（Ｌ）

Ａ	Ｔ	Ｌ
１５Ａ～２５Ａ	２０	５０
３２Ａ～１５０Ａ	３０	５０
２００Ａ	３０	１００
２５０Ａ～３００Ａ	４０	１００

単位：ｍｍ

弁フランジなどの保温

給水、給湯、温水、蒸気

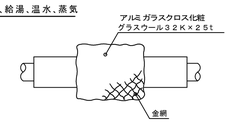

冷水、冷温水

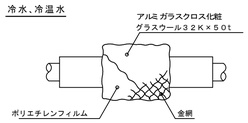

※　給湯、温水、蒸気配管で室内及び暗渠内の伸縮継手、防震継手、フレキシブルジョイント、弁及びフランジは保温を行わない。

※　蒸気、温水配管で室内及び暗渠内の各種装置廻りの配管は保温を行わない、ただし火傷の可能性がある場合は火傷防止をおこなう。

※　屋外は金網の下にポリエチレンフィルム　を巻く。

※　給水、給湯、冷水、冷温水用の露出配管で、保温を行う６５Ａ以上の弁、ストレーナー等はビスなどにより容易に脱着できうる金属製カバーによる外装を施す。

（　室内外共：カラー亜鉛鉄板またはステンレス鋼板）

浴室・厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない）屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む）

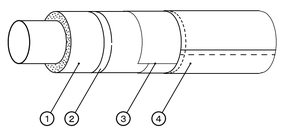

	材料名	規格	備考
1	ポリスチレンフォーム保温筒	ＪＩＳ　Ａ　９５１１	３号
2	粘着テープ	ＪＩＳ　Ｚ　１５２５	厚さ　０．２ｍｍ以上
3	ポリエチレンフィルム	ＪＩＳ　Ｚ　１７０２	厚さ　０．０５ｍｍ
4	カラー亜鉛鉄板	ＪＩＳ　Ｇ　３３１２	
	またはステンレス鋼板	ＪＩＳ　Ｇ　４３０５	

※　厨房、浴室等の多湿箇所はステンレス鋼板とする。

※　排水管、空調ドレン管で屋外露出及び耐火二層管は保温を行わない。

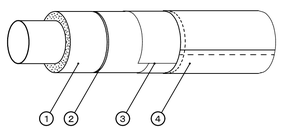

	材料名	規格	備考
1	グラスウール保温筒	ＪＩＳ　Ａ　９５０４	４０Ｋ
2	鉄　線	ＪＩＳ　Ｇ　３５４７	
3	ポリエチレンフィルム	ＪＩＳ　Ｚ　１７０２	厚さ　０．０５ｍｍ
4	カラー亜鉛鉄板	ＪＩＳ　Ｇ　３３１２	
	またはステンレス鋼板	ＪＩＳ　Ｇ　４３０５	

冷媒配管（全ての施工場所）

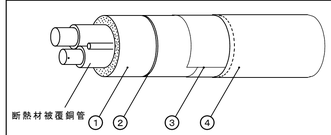

	材料名	規格	備考
1	グラスウール保温筒	ＪＩＳ　Ａ　９５０４	４０Ｋ　20mm厚
2	鉄　線	ＪＩＳ　Ｇ　３５３２	
3	ポリエチレンフィルム	ＪＩＳ　Ｚ　１７０２	厚さ　０．０５ｍｍ
4	外装材は冷温水に準じる		

※　ただし、天井内、ＰＳ内、空隙壁内、床下は上記に変えて断熱材被覆銅管（保温厚20mm）とする。

配管行先表示板

パイプシャフト表示板

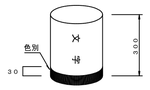

点検口表示板

室内、ＰＳ内、点検口部分の配管には配管表示板を取り付ける。

この表示板にはには、流体名称、矢印、色別バンド書き込む。

配管表示色

管種	色	管種	色
給水管	青	温水管	しゃ色
揚水管	青　２本	冷温水管	濃青、しゃ色
井水管	青　３本	蒸気管	暗い赤
雑排水管	茶	冷却水管	淡水色
汚水管	茶　２本	膨張管	しゃ色２本
通気管	茶の破線	油管	黄
消火管	赤	空気管	白
ガス管	緑	給湯管	朱色
冷水管	濃青色	冷媒管	緑　２本

※　表示板の材質は塩化ビニール樹脂製とする。

※　屋内外露出の配管名表示部分には、縦書きの場合は下部、横書きの場合は左側に色別バンドを取り付ける。

※　特記以外はこの施工標準図による。

※　設計図書に明記の無い場合又は疑いが生じた場合は監督員と協議する。

※　現場の収まり、取り合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合は監督員と協議する。

※　詳細は国土交通省機械設備工事標準仕様書及び同施工監理指針に基づく。

稲川建築設計事務所
一級建築士事務所登録・ヲ-1025
一級建築士登録　第85570　稲川洋一
〒526-0064　滋賀県長浜市殿町３-１　TEL 0749-63-9095・FAX 63-5799

工事名称	南郷里幼稚園トイレ改修工事	図面名称	保温施工標準図	縮尺	A-1 NOSCALE / A-3 NOSCALE	図面番号
設計年月日	R 5 /	担当	稲川			M-02

配 置 図 S=1/300

稲川建築設計事務所 〒526-0064 滋賀県長浜市殿町3-1 TEL 0749-63-9095・FAX 63-5799 一級建築士事務所登録・チ-1025 一級建築士登録 第85570 稲川洋一	工事名称 南郷里幼稚園トイレ改修工事 設計年月日 R 5 / 担当 稲川	図面名称 配置図	縮尺 A-1 1/200 A-3 1/400	図面番号 M-03	

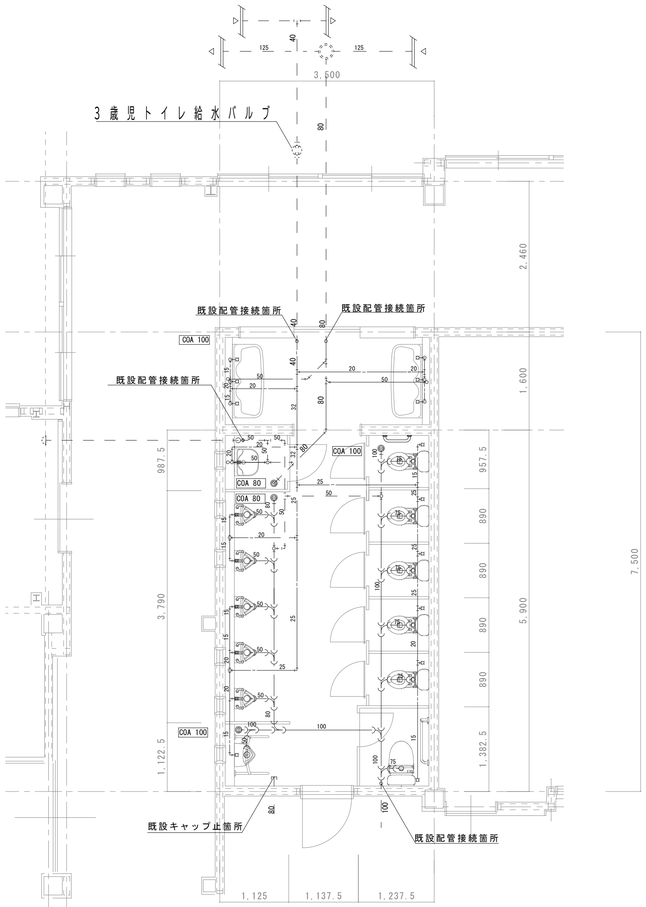

3歳児トイレ改修平面図 S=1/50

凡例

	既設給水管
	既設排水管
	既設汚水管
	既設給湯管
	既設通気管
	新設給水管
	新設排水管
	新設汚水管
	新設通気管

注
通気管は土間立ち上げまでの新設とし既設配下と接続とする。

新設衛生器具リスト

名称	参考品番	付属品	数量	備考
洋風便器	CS597BMS	SH596BAYR(密結タンク)、TCF5831AU(温水暖房便座-便座洗浄リモコン付C)	1	
子供用洋風便器	CS300B	S3000BK(平付タンク)、TS310SGR(タンク取付け金具)、T82C3B(スパッド)、TOF40(幼児用暖房便座)	5	
紙巻器（棚付二連）	YH650		1	
紙巻器(幼児用)	YH51R		5	
幼児用小便器	U310GY	T601P(フラッシュバルブ)、T64CP(壁排水金具)、T9R(バックハンガー)	5	
小便器	UFH500	TG600PN(フラッシュバルブ)、T9R(バックハンガー)	1	
マルチシンク	SK500	T200BSQ13C(順水栓)、T6PMR(壁排水金具)、TL220D(バックハンガー)	1	
幼児用マルチシンク	SKH300HWBSZ	T4B15U (ストレート形止水栓) 、TK17SR (床排水金具) 、TL106AQR (泡沫レバー式立水栓) TNY98LRX50(フレキホース)	2	
化粧鏡	YM3045A		6	
L型手すり(大人)	T112CL9#NWI		1	
I型手すり(幼児)	YYB10		1	
手すり	T112CU22#SCI		1	
床上掃除口	COA100		2	
床上掃除口	COA 80		2	

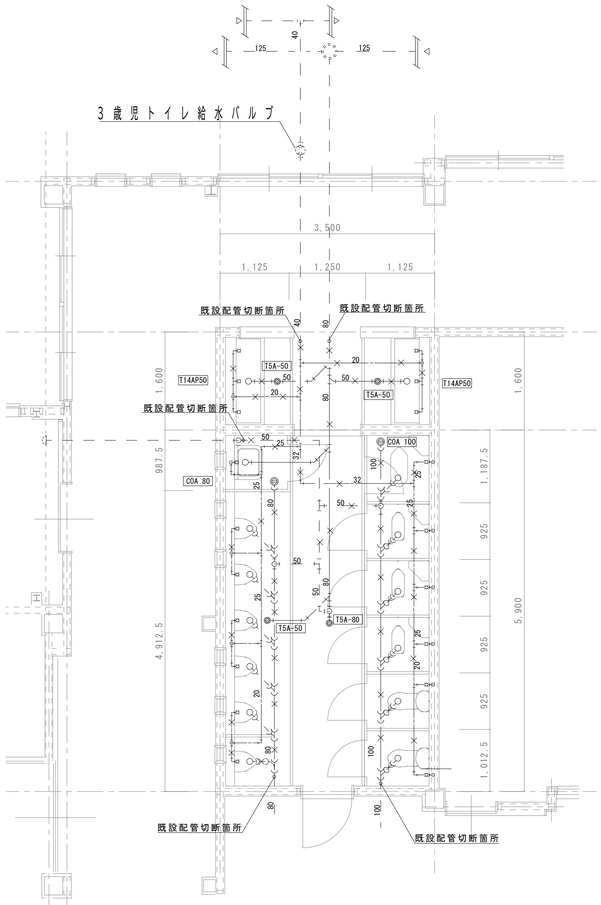

3歳児トイレ現況平面図 S=1/50

凡例

	既設給水管
	既設排水管
	既設汚水管
	既設給湯管
	既設通気管
	撤去給水管
	撤去排水管
	撤去汚水管
	撤去通気管

注
通気管は土間立ち上げまでの撤去とする。

撤去衛生器具リスト

名称	参考品番	付属品	数量	備考
和風便器	C750V	S750B、TS750ZN32、TS670FZ、TS571D、T82C32、TS6HS、YH50(手すり付)	3	
和風便器	V750V	CF-510UVJ、CF-103ABL、CF-32H	1	
子供用洋風便器	C-40	S513KS、TS732NG32、TS670F、TS32C32、T82C32、TC40N、YH50、T110BM2	2	
ストール小便器	U380C	TG60P、T62-16、T64FWN	5	
ストール小便器	U307C	TG60P、T62-16、T64FWN	1	
ホーム水栓	T200-13		6	
掃除用流し	SK22A	TK22、T375N、T23AE20、T9R	1	
小便器用手すり	T110BU1		1	
流し用排水トラップ	T14AP50		2	
土間排水金物	T5A50		4	
床上掃除口	COA100		1	
床上掃除口	COA 80		1	
石鹸受け	TS6		4	

稲川建築設計事務所
一級建築士事務所登録・チ-1025
一級建築士登録 第85570 稲川洋一
〒526-0064 滋賀県長浜市殿町3-1 TEL 0749-63-9095・FAX 63-5799

工事名称	図面名称	縮尺	図面番号
南郷里幼稚園トイレ改修工事	換気設備現況・改修（3歳児トイレ）平面詳細図	A-1 1/50 / A-3 1/100	M-04
設計年月日 R5/ 担当 稲川			

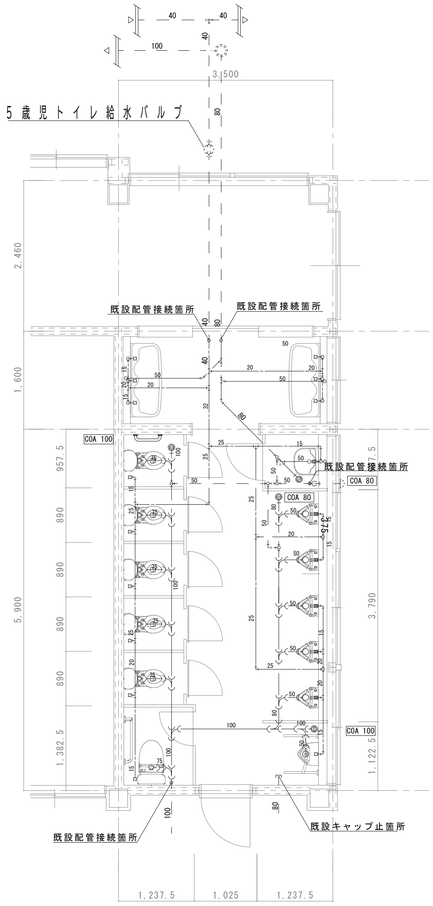

5歳児トイレ改修平面図 S=1/50

凡例

- - - -	既設給水管
— —	既設排水管
	既設汚水管
	既設給湯管
— —	既設通気管
	新設給水管
	新設排水管
	新設汚水管
— —	新設通気管

注
通気管は土間立ち上げまでの新設とし既設配下と接続とする。

新設衛生器具リスト

名称	参考品番	付属品	数量	備考
洋風便器	CS597BMS	SH596BAYR(密結タンク)、TCF5831AU(温水暖房便座-便座洗浄リモコン含む)	1	
子供用洋風便器	CS300B	S3000BK(平付タンク)、TS310SGR(タンク取付け金具)、T82C3B(スパッド)、TSF40(幼児用暖房便座)	5	
紙巻器（棚付二連）	YH650		1	
紙巻器(幼児用)	YH51R		5	
幼児用小便器	U310GY	T601P(フラッシュバルブ)、T64CP(壁排水金具)、T9R(バックハンガー)	5	
小便器	UFH500	TG600PN(フラッシュバルブ)、T9R(バックハンガー)	1	
マルチシンク	SK500	T200BSQ13C(混水栓)、T6PMR(壁排水金具)、TL220D(バックハンガー)	1	
幼児用マルチシンク	SKH300HWBSZ	T4B15U(ストレート形止水栓)、TK17SR(床排水金具)、TL106AQR(泡洗レバー式立水栓) TNY98LRX50(フレキホース)	2	
化粧鏡	YM3045A		6	
L型手すり(大人)	T112CL9#NWT		1	
I型手すり(幼児)	YYB10		1	
手すり	T112CU22		1	
床上掃除口	COA100		2	
床上掃除口	COA 80		2	

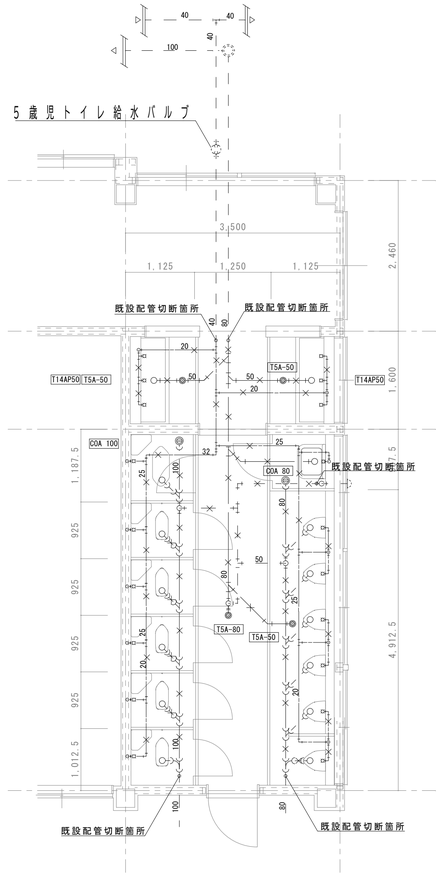

5歳児トイレ現況平面図 S=1/50

凡例

- - - -	既設給水管
— —	既設排水管
	既設汚水管
	既設給湯管
— —	既設通気管
	撤去給水管
	撤去排水管
	撤去汚水管
	撤去通気管

注
通気管は土間立ち上げまでの撤去とする。

撤去衛生器具リスト

名称	参考品番	付属品	数量	備考
和風便器	C750V(幼児用)	S750B、TS750ZN32、TS670FZ、TS571D、T82C32、TS6HS、YH50 (手すり400×300共)	5	
和風便器	C750V	S750B、TS750ZN32、TS670FZ、TS571D、T82C32、TS6HS、YH50	1	
ストール小便器	U380C	TG60P、T62-16、T64FWN	5	
ストール小便器	U307C	TG60P、T62-16、T64FWN	1	
ホーム水栓	T200-13		6	
掃除用流し	SK22A	TK22、T375N、T23AE20、T9R	1	
流し用排水トラップ	T14AP50		2	
土間排水金物	T5A50		3	
床上掃除口	COA100		1	
床上掃除口	COA 80		1	
石鹸受け	TS6		4	

稲川建築設計事務所
一級建築士事務所登録・チ-1025
一級建築士登録 第85570 稲川洋一
〒526-0064 滋賀県長浜市殿町3-1 TEL 0749-63-9095・FAX 63-5799

工事名称	図面名称	縮尺	図面番号
南郷里幼稚園トイレ改修工事	給排水衛生設備現況・改修（5歳児トイレ）平面詳細図	A-1 1/50 / A-3 1/100	M-05
設計年月日 R5/ 担当 稲川			

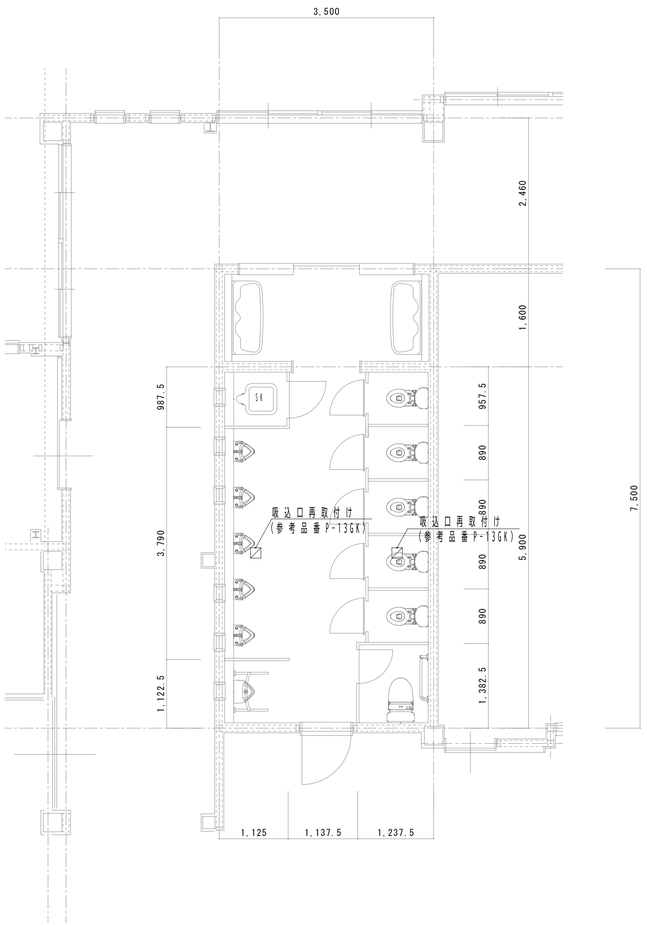

3歳児トイレ改修平面図 S=1/50

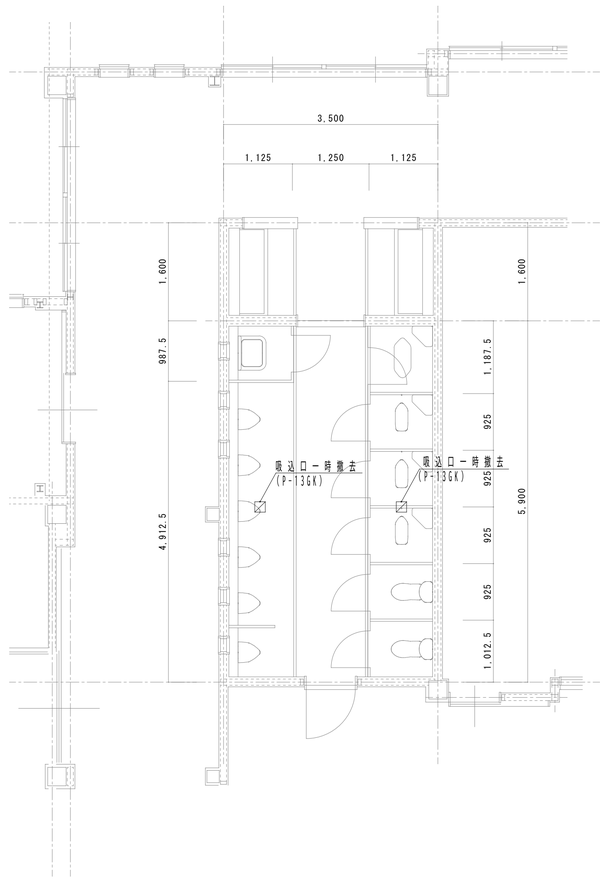

3歳児トイレ現況平面図 S=1/50

注　換気グリルー時撤去後清掃点検後再取付けとする。

稲川建築設計事務所 〒526-0064 滋賀県長浜市殿町3-1 TEL 0749-63-9095・FAX 63-5799 一級建築士事務所登録・チ-1825 一級建築士登録 第85570 稲川洋一	工事名称 南郷里幼稚園トイレ改修工事 設計年月日 R 5 / 担当 稲川	図面名称 換気設備現況・改修（3歳児トイレ）平面詳細図	縮尺 A-1 1/50 A-3 1/100	図面番号 M-06	

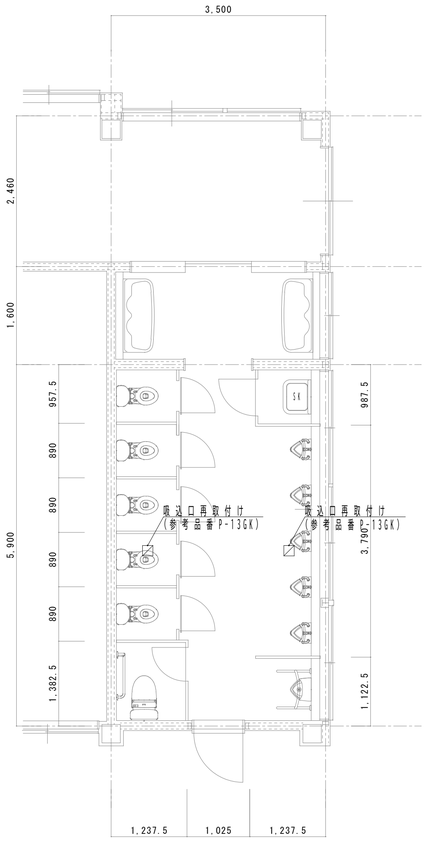

5歳児トイレ改修平面図 S=1/50

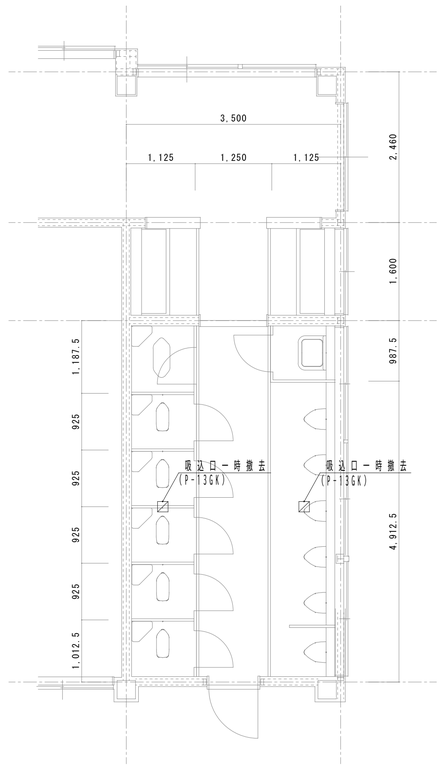

5歳児トイレ現況平面図 S=1/50

注　換気グリルー時撤去後清掃点検後再取付けとする。

稲川建築設計事務所 〒526-0064 滋賀県長浜市殿町3-1 TEL 0749-63-9095・FAX 63-5799	一級建築士事務所登録・チ-1025 一級建築士登録 第85570 稲川洋一	工事名称 南郷里幼稚園トイレ改修工事 設計年月日 R 5 / 担当 稲川	図面名称 換気設備現況・改修（5歳児トイレ）平面詳細図	縮尺 A-1 1/50 / A-3 1/100	図面番号 M-07